

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

## シリア人権報告書 2016 年版

注記:本報告書は2017年3月29日に更新された。詳しくは付属書F:正誤表を参照のこと。

### 概要

2000年以降、バシヤール・アサド (Bashar Asad) 大統領がシリア・アラブ共和国を統治している。憲法では国家機関及び社会においてバース (Baath) 党指導者の優位を義務付け、アサド及びバース党指導者が政府の三部門全てを支配していた。2014年の大統領選挙でアサドが当選し、(2016年)4月に行われた地理的に限定された議会選挙でバース党が勝利し、広範な政府の支配力の環境を手にした。結果は有権者の阻害又は強制されない意思を反映していなかった。政府が支配する区域ではアサドが少数の軍顧問、治安顧問、閣僚及び与党バース党の幹部と共に主要な決定を下した。大規模な紛争がシリアを包み込んでいたため、政府は日常的に国民の人権を侵害した。

政府は制服組の軍、警察及び国家治安部隊に対する統制を維持したが、外国及び地元の民兵組織に対する効果的な統制は維持しなかった。例としてヒズボラ (Hizballah) 及びイスラム革命防衛隊 (Islamic Revolutionary Guard Corps)、非制服着用の政府支持派民兵組織 (シリア自衛軍 (National Defense Forces) など)、ブスタン慈善協会 (Bustan Charitable Association)、あるいは「シャビハ」 (shabiha) (政府から監視又は指示を受けず自律的に行動することが多い) が挙げられる。

2011年に改革と民主制を呼び掛けた平和的市民抗議活動を鎮圧するために政府が致命的武力を行使した結果、2012年に内戦が勃発した。内戦は(2016)年中も続いた。政府は沿岸部の県のほとんどの区域とダマスカス (Damascus) 及びの周囲に対する統制を維持した。政府は日常的に、反対派が多数存在する区域を攻撃した。(2016)年末までに、政府支持派部隊が東部のアレッポ (Aleppo) 市を奪還した。イデオロギーや目標の異なる様々な反対派集団が、北部とゴラン高原の各地を支配し、多くの場合、不規則な構成の裁判所を含め、新たな、又は再構築された統治を確立していた。最も顕著なところでは、テロリスト組織、ダーイッシュ (Da'esh) が2014年に東部のデリゾール (Deir al-Zour) 県とラッカ (Raqqah) 県の支配権を握った。その後、ダーイッシュは自称イスラムの「カリフの地位 (caliphate)」の確立を宣言し、ラッカを首都とした。ダーイッシュは北部と南部及びダマスカス周辺の複数の県でも限定的に存在を維持した。国内の他の区域での統制はまだ争われており、例えばクルド人が支配する北東部や、トルコ国境地帯がそうである。(2016年)8月から、トルコがユーフラテス・シールド作戦 (Operation Euphrates Shield) を開始し、宣言された意図はダーイッシュ、PKK、PYD、及びYPGが南部国境に「テロ回廊」を確立することの阻

止であった。

アサド政権とその支持者は報告によると民間人に対して無差別に致命的武力を行使し続け、都市、住宅地及び民間インフラに対する空軍と地上部隊による攻撃を実施した。学校、病院、モスク、教会、シナゴグ、給水所、パン工場、市場、市民防衛部隊拠点、及び住宅に対する攻撃は、国内全域で日常茶飯事であった。(2016年)4月、国連シリア特命使節 (Special Envoy for Syria) のスタッファン・デ・ミストゥラ (Staffan di Mistura) は、2011年以降の戦闘の結果、死亡者が400,000名を超えたと推定した。人道状況は苛酷な水準に達した。2015年12月時点で、480万名余りのシリア人難民が近隣諸国で国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に登録され、(2016年)8月時点で610名が国内避難民となった。政府は頻繁に人道支援のためのアクセスをブロックし、また民間人区域、特に反対派集団が抑えている区域へ向かうコンボイから医療用補給品などの物品を奪った。

最も重大な人権侵害はシリアで蔓延する国民の安全と福祉の軽視に端を発していた。これは国民が平和的に政権を選ぶ能力の完全否認と、国家と非国家の暴力から国民の大多数を保護する法執行機関の能力の分断、そして民間人と民間機関に対する暴力の行使において顕在化した。政府は人々を幅広い規模で恣意的かつ不法に殺害、拷問及び拘留した。政府部隊と政府支持派部隊は病院、住宅地、学校、国内避難民 (IDP) 集落及び難民キャンプで民間人に対する攻撃を実施し、これらの攻撃には簡易爆発物、一般に「樽爆弾」と呼ばれる武器での爆弾攻撃が含まれた。(2016)年中、国連の報告によると、ナパーム弾や白リン弾のほか、塩素ガスを含め、発火性武器の使用が増えた。政府は相変わらず拷問や強姦を使用し、児童も被害者に含まれた。政府は民間人の大虐殺のほか、強制退去、強姦、飢餓、そして及び長期間の包囲攻撃 (時々、局所的降伏を余儀なくさせた) を、軍事的戦術として使用した。政府当局は数万名もの人々を公正な裁判を経ることなく拘留し、被拘留者には非政府機関 (NGO) 関係者、人権活動家、ジャーナリスト、救済ワーカー、聖職者及び医療従事者が含まれた。政府当局は国民が公正な公判を受ける権利と、市民の自由及び表現、移動、平和的集会及び結社の自由を行使する能力を否定した。

付加的な人権問題の例として以下が挙げられた：国内全域に渡る宗教儀式及び移動に対する制約；難民及び無国籍者の虐待；NGO 及び個人活動家、特に市民社会や民主主義の事案に取り組む人々の組織化の阻止；困窮している人々への医療従事者によるアクセスに対する制約；政府汚職の蔓延；女性や少数派に対する暴力及び社会的差別；労働者に権利に対する制約。

不処罰が蔓延し、治安部隊や政府の他部門に深く根付いており、これは政府が人権を侵害した当局者を調査、処罰、逮捕又は訴追しようとしなかったためである。政府は政府陣営

の重要人物を匿い、虐待の実行を奨励した。

報告によると、政府系民兵組織が頻繁に、戦争戦術として、大虐殺、無差別殺害、民間人誘拐、恣意的逮捕、及び強姦を含む違反や虐待に関与した。政府所属の民兵組織は、イランが支援するテロ組織、レバノン系ヒズボラを含め、繰り返し民間人を標的にした。

一部の反対派集団も、アルカイダ (al-Qaida) 系のジャブハト・アル・ヌスラ (Jabhat al-Nusra) ((2016年)7月にアルカイダからの分離を宣言したあと、ジャブハト・ファタハ・アルシャム (Jabhat Fatah al-Sham) に改称) を含め、広範囲に及ぶ虐待を働き、例として大虐殺、爆弾攻撃及び誘拐が関係するもの；不法拘留；拷問；処刑；及び宗派の特定に基づく自宅からの強制退去が挙げられる。多数の人権団体、メディア、国連の報告及びダーイッシュ自体によると、ダーイッシュはラッカ県とデリゾール県の支配下区域で大規模な虐待を行った。メディア及び目撃者によると、これらの虐待には集団処刑；姦通で告発された男女に対する投石；民間人の張り付け；外国人ジャーナリスト、支援活動家、「冒流者」(不十分なイスラム教徒又は未定義の冒流行為で告発された人々としてダーイッシュが定義する人々を指す)、及び「ゲイ」と疑われた人々の公開処刑が含まれた。紛争における人身売買、児童の強制的な徴用及び使用が増加した。ダーイッシュ戦闘員の間で性奴隷にするための女性及び少女の計画的強姦や強制結婚の報告が複数あった。ケリー国務長官は(2016年)3月17日、自身の判断として、ダーイッシュはヤズィーディー教徒、キリスト教徒及びシーア派イスラム教徒を含む、支配下区域内の集団に対する大虐殺の張本人であり、またこれらの同じ集団を標的にした、場合によってはスンニ派イスラム教徒、クルド人及び他の少数民族も標的にした、人道に対する犯罪と民族浄化にも責任がある、と述べた。クルド人部隊が区域をダーイッシュから解放した後、住民を強制退去させたという報告も複数あった。アムネスティ・インターナショナル (AI : Amnesty International) が先頃、2015年10月に、そうした行為を報告していた。(2016)年中、シリア人権団体からの未確認の報告から、クルド人当局が地元の市民評議会指導者、ジャーナリスト及び他の民間人を逮捕したことが窺えた。

## 第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

### a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府と政府職員が内戦との関連で恣意的又は法に基づかない殺害を行ったという報告が多数あった (1.g 項参照)。

政府は引き続き、ヘリコプターや航空機を使って空爆や砲撃を実施した。(2016年)前半、

報告によると政府部隊が 6,000 バレル余りの爆弾を無差別に投下し、多数の民間人が殺害された。

シリア人権ネットワーク（SNHR：Syrian Network for Human Rights）の報告によると、政府は（2016年）1月から11月にかけて 6,924名の民間人を殺害した。ダーイッシュなど過激派集団や非過激派反乱集団の双方を含む非政府部隊も恣意的又は法に基づかない殺害を行い、SNHRの報告によるとダーイッシュが 1,397名の民間人の死亡の張本人であった。また SNHRの報告によると、同じ期間中、ロシア軍部隊が政府の作戦を支援する中で 2,844名の民間人を殺害した（1.g 項参照）。SNHRの報告によると、反対派武装集団が民間人 900名を殺害した。

## b 失踪

国連シリア調査委員会（COI）の報告によると、強制失踪件数が依然として高かった。活動家、人権観測筋及び国際 NGO から報告された失踪の大多数は、政治的動機によるものと見られる。（2016年）8月、SNHRは推定 75,000件の強制失踪の 96パーセントを、政府の仕業と推定した。報告によると政府は批判者、特にジャーナリスト、医療従事者、反政府抗議者、これらの人々の家族及び関係者を標的にした。COIの報告によると、政府部隊は相変わらず、検問所や制圧した区域で包囲された区域から脱出しようとした負傷者の集団逮捕に関与していた。数年間に及び包囲攻撃と兵糧攻めの末にダラヤア（Darayaa）及びモアディミヤフ（Moadimiyah）などの街が陥落した後、政府はシリア・アラブ赤新月社（SARC：Syrian Arab Red Crescent）が護衛するバスで住民を退避させた。政府は民間人に近隣への移転の選択肢を与えたが、反対派の戦闘員には個人用武器を持ってイドリブ（Idlib）県に移転するよう要求した。報告によると政府は戦闘世代の男性、特にスンニ派の、反対派集団に属すると認知された人々を逮捕した。COIの指摘によると、失踪者の家族は大抵、肉親の消息を問い合わせるために当局へ近付くことを恐れ、実際に問い合わせた人々は多額の賄賂を支払って肉親の消息を知るか、あるいは失踪者の運命に関する情報の開示を当局から組織的に拒否された。COIの報告によると、多数の男性が行方不明になったことが、母子家庭の急増と、女性の IDP や難民の増加の原因であった。

AIの報告によると、政府は紛争開始以降に失踪した数千名、又は 1970年代から失踪したままの 17,000名について、追加情報を全く提供しなかった。複数の人権団体による、2011年以降の失踪者総数の推定は大幅に変動があったが、全ての推定において、失踪を、蔓延する日常茶飯事の慣行であると指摘した。AIの推定によると、当局は紛争開始以降、65,000名余りを強制的に誘拐し、うち民間人が 58,000名、武装集団メンバーが 7,000名であった。SNHRも同様に、2011年から（2016年）11月末までの被拘留者、117,000名余りの名簿を

所持していると報告した。多数の著名な政治囚が依然、行方不明であった（1.e 項参照）。SNHR の報告によると、政府部隊と政府支持派民兵組織が、(2016 年) 1 月から 11 月の期間における 5,228 件の男性、女性及び児童の恣意的逮捕の張本人であった。

複数の非政府系武装過激派集団が、特に北部で誘拐を行い、狙われたのは宗教指導者、支援活動家、政府関係者と疑われた人々、ジャーナリスト及び活動家であった。COI によると、ダーイッシュ支配下区域、特にラッカ市やアレッポ市での強制失踪の報告も増えた。

これらの集団は個人も誘拐した（1.g 項参照）。

### c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

法律では拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰を禁じ、刑法では違反について 3 年以下の懲役を規定している。複数の活動家、COI 及び地元 NGO の報告によると、政府当局が反対派と認知された人々に対し、尋問中を含め頻繁な拷問に関与したという、信憑性のある事例が数千件にも上った。観測筋の報告によると、拷問又は虐待の事例はほとんどが、政府の治安業務部門それぞれが運営する拘留施設で発生した。ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW : Human Rights Watch）と COI の報告によると、反政府派の拘留及び拷問は、検問所と、空軍、政治安全保障部（Political Security Division）、総合安全保障局（General Security Directorate）及び軍諜報局（Military Intelligence Directorate）が運営する施設で日常的に行われていた。彼らは拷問が発生した拘留施設を個別に特定し、例としてメッセ（Mezzeh）空港拘留施設、軍治安分隊の 215、227、235、248 及び 291、アドラ（Adra）刑務所、セドナヤ（Sednaya）刑務所、ハラスタ（Harasta）空軍諜報分隊、ハラスタ軍病院、メッセ軍病院 601、及びティシュレーン（Tishreen）軍病院が挙げられた。また COI の報告によると、テロ対策裁判所（CTC : Counterterrorism Court）と戦場軍法会議は有罪判決を得るために拷問を通じて入手した強制的な自白や情報に頼っていた。報告によると、多数の拷問被害者が拘留中に死亡し、SNHR の報告によると 12,679 名が 2011 年初頭から（2016 年）5 月にかけて拷問が原因で死亡し、これらの事例 99 パーセントが 2011 年 5 月から（2016 年）6 月にかけて、政府の施設で発生していた（1.a 項参照）。

複数の活動家が、治安部隊による囚人及び被拘留者の虐待や拷問に関して信憑性のある数千件の事例に言及し、未報告の虐待事例も多数あると主張した。一部の人は、政府からの報復を恐れ、自分の名前又は事件の詳細の報告の許可を拒否した。

2013 年、政府からの脱党者であり、「カエサル」（Caesar）として知られる、元軍警察カメラマンが、2011 年から 2013 年に政府拘留施設内で撮影された数千枚の写真を密かに持ち出し

た。2015年12月のHRWの報告書によると、28,707枚の写真をHRWが再検討及び犯罪科学分析した結果、少なくとも6,786名の既に亡くなった被拘留者（児童を含む）に、拷問と重度の栄養不良の痕跡が認められた。COIの主張によると、拷問の方法と拘留条件は、ダマスカスの第601軍病院での複数の写真から明らかな通り、被拘留者の体系的な拷問と死亡に関するCOIの長期間に及ぶ所見を裏付けるものであった。

COIの指摘によると、(2016)年中、拷問方法は依然、一貫していた。例として木製及び金属製のスティック、ホース、ケーブル、ベルト、鞭、及びワイヤーによる頭部、胴体及びつま先(falagua)の殴打が挙げられた。報告によると当局はさらに、被拘留者に性的暴行を加え、電気ショックを与え(性器を含む)、タバコで火傷を負わせ、そして長時間に渡りストレスの掛かる姿勢を取らせた。かなりの数の男性被拘留者が、手錠を掛けられた後、手首を天井又は壁に掛けて数時間に渡り吊り下げられたと報告した。

他に報告された身体的拷問方法の例として爪や毛髪の除去、刺傷、そして身体部位(耳や性器を含む)の切除も挙げられた。多数の人権団体が他の拷問形態も報告し、例として直腸や膣への物体の強制挿入、脊椎の過剰伸展、そして被害者を車輪のフレームに押し込んだ状態での露出部位の鞭打ちが挙げられた。加えて。報告によると当局者は「シャベール」(shabeh)という、被拘留者を裸にして天井から長時間に渡り吊るし、電気ショックを与えるという慣行も続けていた。(2016年)8月、AIと人権データ分析グループ(Human Rights Data Analysis Group)が、セドナヤ刑務所での文書に記録された殺害12,270件の詳細な説明を公表し、これに「歓迎パーティ」という殴打、「保安検査」という強姦、そして身体的拷問の様々な構成を描いた図が含まれた。複数の被拘留者が、当局者から尋問中に殴打されただけでなく、看守からも監房で殴打されたことを強調した。

複数の医療専門家が、政府拘留施設内で人々が生きてまま焼かれる様子を目撃したと報告した。報告によると、国家当局は捏造した死亡証明書を発行し、その意図は明らかに、死因及び死亡場所の偽装と、拷問の使用が公式に記録されることの阻止にあった。多数のNGOの主張によると、遺体を家族へ返して当人の死亡を伝えるという慣行が続いており、遺体は拷問の痕跡を示していた。

報告によると、政府による心理的拷問の使用も増えていた。よく報告される慣行の1つは、前の被害者の遺体が置かれた監房に一晩、被害者を拘留することであった。SNHRの報告によると、心理的拷問方法の例として他の囚人が強姦される様子を囚人に強制的に目撃させること、家族(特に家族の女性)を強姦で脅迫すること、囚人に服を脱ぐよう強制すること、そして囚人の信念を侮辱することが挙げられた。

様々な NGO が、HRW、AI 及び SNHR を含め、引き続き、未成年者を含む広範な強姦及び性的虐待の事例を報告した。COI の報告によると、ダマスカスの総合諜報局第 285 分隊に収容された複数の男性被拘留者が尋問者から強姦され、性的虐待を受けたという報告が複数寄せられた。さらに COI の報告によると、政府職員が拘留施設のほか、検問所でも女性を強姦したり、他の形態の性的暴行も使用していた。COI のある報告書での指摘によると、当局は囚人に対し、拘留中に当人の身内の女性に性的暴行を加えると言って脅迫した。

複数の国連及び NGO の情報筋からの報告から、(2016) 年中、女性に対する強姦及び他の極端な性的暴行の件数が数百件から数千件の範囲であることが窺えた。COI によると、政府及び政府所属民兵組織がデリゾール県、ダルアー (Dara'a) 県、ハマ (Hama) 県、ダマスカス県及びタルトゥス (Tartus) 県で民間人に対し、組織的に強姦及び他の非人道的攻撃を行っていた。拘留施設が最も一般的な拷問場所であった。COI との複数回に渡る面談の中で、複数の元女性囚人が、尋問者にオーラルセックスや、他の囚人に対する強姦の目撃を強制されたと報告した。セドナヤ刑務所に関する AI の報告書の中で男女双方の囚人が、看守や尋問者から「保安検査」の一環として、あるいは他の身体的強姦と同時に、強姦されたと報告した。攻撃は軍による急襲時や検問所でも発生した。ほとんどが政府公認のこれらの暴力事件には、複数の攻撃者、通常は兵士及びシャビハが、報告によると、女性を自宅で、時には家族の目の前で輪姦したという事例も含まれた。報告によると、そうした事件は民家で発生したり、あるいは正式な拘留中や非公式の拘留中に発生した。COI はさらに、男性や少年に対する強姦及び性的暴行も報告した。

政府治安部隊が囚人の虐待や非人道的取扱いに関与しているという、広範囲に渡る報告があった。COI によると、ほとんどが最初は検問所で拘留された民間人か、又は軍の襲撃中に連行された囚人であった。説明の大多数は男性被拘留者に関するものであった一方、女性被拘留者が政府による拘留中に虐待を受けたという報告も増えた。報告された虐待の頻度、持続期間、及び重大度から察するに、被害者が長期間に及ぶ心理的ダメージと身体的損害に耐えてきた。

COI の報告によると、2011 年初頭から (2016) 年中にかけてずっと、治安部隊は軍病院で被拘留者に虐待を加え、多くの場合、虐待や尋問のテクニックとして、医療を妨害したり、あるいは既存の負傷を悪化させたりした。メッセ空港拘留施設、軍治安分隊の 215 及び 235、そしてセドナヤ刑務所における、拘留中の死亡の報告が複数あった。当局は一貫して、情報を求める被拘留者の家族を、カブーン (Qaboun) 軍警察とティシュリーン軍病院に差し向けた。ほとんどの場合、報告によると当局は死亡した被拘留者の遺体を家族に返さなかった。(2016 年) 1 月、当局はセドナヤ刑務所で救急医療隊員、アメール・サファフ (Amer Safa) の死亡を確認したが、彼の遺体には、2012 年に政府部隊に逮捕された後で受けた拷

問の痕跡が認められた。

政府による児童に対する途方もなく残忍な虐待事件の報告が依然、著しい件数に上っている。COIの指摘によると、政府の拘留施設における13未満の児童、場合によっては11の幼い児童の拘留及び拷問の報告が、日常的に寄せられている。報告によると、当局者は児童の家族関係、あるいは政治的反対派、反対派武装集団、及び活動家集団との想定上の関係を理由に、児童を標的にして拷問した。児童及び武力紛争に関する国連特別代表者の報告によると、児童被拘留者は、総じて男子で、幼い者では14歳の児童を含め、成人に対して行われるものと同様又は同一の、例えば電気ショック、殴打、ストレスの掛かる姿勢、脅迫、及び性的暴行などに苦しめられた。信頼できる複数の目撃者によると、当局は相変わらず、反対派の戦闘員と関連のある親及び他の身内に当局へ自主させるため、多数の児童を拘留していた。

当局が拘留した女性及び少女は男性よりは少なかったものの、SNHRの推定によると、2011年の暴動開始から（2016年）4月にかけて政府刑務所に収容された女性被拘留者の数は7,000名を超えた。SNHRの推定によると、2,850名の女性がまだ刑務所に残留していた。

2015年の婦人国際平和自由連盟（Women's International League for Peace and Freedom）の報告によると、当局は女性を家族の男性との交渉に使う目的で拘留することが多かった。当局は女性を反対派武装集団の武器と交換した。治安当局者は女性を性的搾取の対象にしつつ、拘留された家族を捜索した。

非政府部隊も、ダーイッシュなど過激派集団と非過激派反乱集団の双方を含め、身体的虐待、処罰及び拷問に関与した（1.g項参照）。

### 刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び拘留施設の状況は依然として苛酷で、多くの場合、生命を脅かすほどであった。政府は刑務所又は拘留施設の状況を単独で観察することを禁じた。囚人の虐待の報告は日常茶飯事であった。COIの報告によると、観測筋は大抵、拘留施設及び刑務所を性的暴行の場所として引き合いにだし、また当局は自白を強要する手段として強姦脅迫を使用していた。

物理的状況：（2016年）6月、SNHRは2011年以降、117,000名余りの逮捕を文書に記録してきたと報告し、そして当局が215,000名余りの人々を拘留してきたと推定した。SNHRはこれらの拘留の99パーセントを政府によるものと推定した。HRWによると、釈放された

被拘留者は一貫して、拘留施設での虐待や拷問と、拘留中の死亡に繋がるが多かった刑務所の状況を報告した。COIによると、政府の拘留施設は食料、水、空間、衛生、及び医療が不足していた。劣悪な条件は、国の政策を反映していると COI が結論付けるほど一貫していた。

複数の国内外の NGO によると、政府は囚人と被拘留者をひどく窮屈な、トイレ、衛生、医薬品又は十分な食事にほとんど又は全くありつけない状態の区画に収容した。2015 年 12 月の HRW からの報告によると、複数の被拘留者が HRW の調査員へ、当局は面積 21.5 平方フィートの狭い監房を、複数の囚人を独房監禁する目的で使用した。これらの監房は極度に過密で性質であることから、被拘留者は立つのがやっとで、睡眠は交代で取らねばならなかった。

(2016 年) 8 月、COI は拘留施設における状況、特に諜報機関が運営する施設について、依然として最悪であると報告した。複数の元被拘留者が、シラミ感染、未処置の創傷、そして食料、水、空間、衛生及び医療など、基本的必要性の全般的な欠如を報告した。

複数の国際 NGO 情報筋からの報告から察するに、多数の非公式拘留場所も存在し、当局は数千名もの囚人を、軍事基地に転用した施設や、学校及び競技場など民間施設、そして未知の場所に収容していた。複数の活動家の主張によると、政府は逮捕した抗議者を工場や空き倉庫にも収容し、これらは過密状態で、適切な衛生設備もなかった。当局は女性被拘留者を荒れ果てた、害虫が住みついた監房に収監し、拷問や非人道的取扱いをした。医療は、仮に利用できたとしても不十分で、女性の医学的ニーズと生理学的ニーズに対処できるものではなかった。

2011 年の抗議活動の前は、政府は通常、裁判前被拘留者を既決囚と別々に収容していた。

(2016) 年中、当局は通常、少年、成人、裁判前拘留、及び既決囚を、不十分な空間で一緒に収容した。COI の報告によると、当局は 8 歳の幼い児童を成人と一緒に収容していた。

一部の事例において、当局は被拘留者を非公式の収容区域から諜報機関の施設へ移送した。治安機関及び諜報機関の施設の状況は依然として最も、特に政治囚又は国家安全保障関連の囚人にとって苛酷であった。施設は適切な換気、照明、飲用水又は十分な食料へのアクセス、医療スタッフ及び医療機器、そして十分な就寝区画を欠いていた。COI によると、元被拘留者はほとんどが不十分な食料を報告し、中には拘留中に体重が半分にまで減った者もいた。

刑務所及び拘留施設の内部では、病死の発生率が依然として高く、これは不衛生な状況と、

医療及び投薬の差し控えが原因であった。複数の地元NGO及び医療専門家の報告によると、当局は例えば糖尿病、喘息、乳癌など既往症のある囚人の医療を否認し、妊婦の医療も否認した。当局は、病気の世話を要請した囚人に報復した。釈放された囚人は通常、そうした状況に起因する病気や負傷を報告した。障害を持つ囚人の状況とケアに関する情報は入手できなかった。

(2016年)3月、ハマ刑務所の囚人が、収監中の非人道的取扱い、拷問及び殺害に抗議して暴動を起こした。複数の国内人権活動家やメディアからの報告により、政府部隊が催涙ガスを発射し、反乱の間、刑務所の周囲にスナイパーを配置していたことが分かった。(2016年)8月、複数の人権活動家が、ダマスカスの南にあるスウェイダ(Sweida)刑務所で囚人と看守のケンカがあったと報告した。複数の報告から察するに、政府が直後に刑務所を急襲し、催涙ガスを発射した結果、多数の囚人が重傷を負い、少なくとも2名が殺害された。

COIによると、ダーイッシュなど非国家行為者が運営する拘留施設での状況は国際法違反であった。ラッカ県で収容された複数の被拘留者の報告によると、ダーイッシュは彼らを過密な、害虫が住みついた、照明もベッドもない監房に収容した。報告によると、ダーイッシュは囚人が十分な食料にアクセスすること、あるいは弁護士と連絡を取ることを否認し、施設外との通信を妨げた。ダーイッシュは以前は政府の刑務所であった施設、例えばアレppo(Aleppo)県のアルバブ(al-Bab)やジャラブルス(Jarablus)の施設を流用した。

様々な反対派集団が運営する拘留施設の状況はよく分からなかったが、COI及び複数の小本NGOが、恣意的逮捕、拷問、非人道的取扱い、及び虐待の事例を報告した。

運営：政府は記録維持の改善に向けた真摯な試みを全く行わなかった。囚人が苦情を訴えるための、信用できる仕組みまたは場所がなく、当局は日常的に、申し立ての調査又は文書化を怠った。複数の活動家の報告によると、囚人や被拘留者の代理を務めるオンブズマンは居なかった。法律では家族との迅速な連絡を規定しているが、複数のNGOや家族の報告によると、法律の適用に一貫性がなく、一部の家族は身内との面会を1年も待っていた。政府は依然、数千名もの囚人を未起訴のまま、未知の場所で隔離拘留していた。

政府の統制が弱い又は存在しない区域では、局所的な矯正構造が出現していた。統制と監視に関して様々な報告があり、民間人指導者と宗教指導者の双方が施設運営を担っていた。元警察官又は反対派武装団体のメンバーが、反対派勢力の支配下にある区域で施設を運営していた。非国家行為者は大抵、適切手続を理解しておらず、施設を運営するための訓練十分に受けていなかった。

独立的監視：政府は刑務所又は拘留施設の状況を単独で監視することをほとんど禁じ、大使館や領事館の当局者は、過去数年間と同等程度のアクセスしか持てなかった。一部の反対派勢力が COI に、彼らが運営する局所的施設の視察を招待し、また一部の国際人権団体にも、HRW を含め、視察を許可した。赤十字国際委員会／赤新月社は引き続き、ダーイッシュを除き、全ての当事者と拘留施設全体へのアクセスを交渉したが、(2016) 年中、政府が統制するどの施設にも出入りすることができなかった。

#### d 恣意的な逮捕又は拘留

憲法では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、2011 年の政令により、政府は容疑者を、「テロ行為」及び他の関連犯罪容疑であれば、未起訴で最長 60 日間拘留することができる。地元のニュースソースによると恣意的逮捕が増え、また複数の国際人権団体が、数万名が拘留されていると報告した。(2016 年) 2 月、COI は「視界から消え、心から消えた人々：シリア・アラブ共和国における拘留中死亡」(Out of Sight, Out of Mind: Deaths in Detention in the Syrian Arab Republic) と題する報告書を公表した。同報告書によると、「2011 年 3 月以降、全国的に、民間人、主に 15 歳以上の男性がシリアの治安部隊及び軍隊、あるいは政府の代理として行動する民兵組織により、集団逮捕時、家宅搜索時、検問所で、そして病院で、恣意的に逮捕され、拘留されるというパターンが浮上してきた。逮捕は、政府に対する反対を支持している、又は政府に対する忠誠心が不十分と認知された民間人が標的にされた。」

HRW の報告によると、政府は依然、テロ対策法を使用して、非暴力的な活動家を、基本的な適正手続権を侵害する裁判において、テロリスト支援の容疑で逮捕し、有罪判決を下していた。報告によると、当局は暴力的交戦状態への対抗を装って起訴に持ち込んでいたが、嫌疑には人道支援物資の分配、抗議活動への参加、及び人権侵害の文書化など、平和的行為が含まれていた。

国家治安部隊は、国の広大な地域を暴力から守る、又は暴力に対応することに失敗した。AI の報告によると、複数の武装集団が容疑を掛けた政府支持者、地元の活動家、外国人ジャーナリスト、支援活動家及び他の人々を拘留した。さらに COI の報告によると、非国家武装集団が、アハラル・アル・シャーム (Ahrar al-Sham) やジャブハト・アル・ヌスラを含め、人質を取り、特に女性や児童を人質に取って、政府又は他の武装集団との囚人交換を強制したり、あるいは身代金を要求した (1.g 項参照)。観測筋は外国人を人質に取ったのはジャブハト・アル・ヌスラではないかと疑った。一部の報告によると、民主統一党 (PYD : Democratic Union Party) が支配下区域で 36 名のクルド人の反対派主要人物を恣意的に拘留した。複数の報告が、PYD 又は PYD に同調する勢力を、アッシリア人キリスト教徒及びヤズィーディー教徒を標的にして従軍を強制し、資産と家屋を押収し、強制的に土

地から追い出したとして避難した。

## 警察及び治安組織の役割

政府の複数の治安部門が伝統的に、自律的に活動し、それぞれの管轄区域の間に明確な境界線はない。軍諜報局と空軍諜報局は国防省（Ministry of Defense）に属し、政治安全保障局は内務省（Ministry of Interior）に属し、総合諜報局（General Intelligence Directorate）は大統領府（Office of the President）に直属する。内務省が警察部隊の4つの別々の部：緊急警察、交通警察、地区警察、及び暴動警察を統制する。

政府系シャビハ部隊は再編成され、2013年にシリア自衛軍（NDF）に改称した。これらの集団が武力紛争に関与し、反対派支持者と疑われた人々を逮捕、拘留、及び拷問していた。NDFは政府系部隊と統合した。NDFの他にも政府支持派民兵組織が存在していた。

不処罰が依然として蔓延する問題であった。軍総司令部（General Command of the Army and Armed Forces）は軍士官、国内治安部隊又は関税警察の隊員が通常職務執行中に犯した犯罪について逮捕令状を発行することができ、その場合、裁判所が審理しなければならない。警察及び治安部隊の要員が虐待又は汚職で訴追されたか又は有罪判決を受けたという既知の例はなかったが、治安部隊は独立的に活動し、概して法律制度の統制範囲外であった。治安部隊又は警察の改革に向けた政府の措置に関する報告はなかった。

反対派勢力は支配下区域に不規則な構成の裁判所と拘留施設を設置し、これらは編成と司法規範に対する遵守度に大幅な違いがあった。一部の集団は刑法を支持し、他はイスラム法に基づく1996年アラブ連盟統一刑法（Arab League Unified Penal Code）草案に従っていた一方、他は慣習法とイスラム法の混成を施行していた。反対派の裁判官及び宗教学者の経験、専門知識及び信任にも大幅な開きがあり、区域で支配的な武装民兵組織が自分達の命令に従わせることが多かった。

ダーイッシュは、支配下区域における司法行政の基礎を宗教法に置いていると主張した。ダーイッシュは配下の警察部隊（「ヒズバ」（hisbah）として知られる）が、ダーイッシュの道德規範に違反したものを略式処罰することを許可しているとされていた。男性は喫煙する、アルコールを所持する、音楽を聴く、祈祷時間中に商取引を行う、そしてラマダン期間中に絶食しない場合、殴打に処せられた。ダーイッシュは他にも、「不適切な服装」の近親者女性を同伴した者を処罰した。

## 逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律では概して、刑事事件での逮捕の場合は令状を要求しているが、警察は無令状で行動する場合に緊急事態又は国家安全保障を正当化事由として引き合いに出し、これは法律の下で認められている、警察は通常、逮捕者を警察署に連行し、裁判日が決まるまで拘留し、処理を進める。法律では当局が未起訴の状態の人を拘留できる期限を 60 日間に制限しているが、様々な NGO、活動家、及び元被拘留者によると、警察は多数の人々をもっと長期間、又は無期限に拘留していた。民事事件と刑事事件の被告人は保釈聴聞と、独自の誓約書に基づく拘留解除を求める権利を有する。法律制度はこの権利を一貫性を欠く状態で、特に裁判前被拘留者に適用した。初回法廷聴聞（逮捕後数か月又は数年後になる可能性がある）の場で、被告人は自費で弁護士を雇うか、又は裁判所が弁護士を任命することができるが、当局は裁判前に弁護士が依頼人と接触することを保証しなかった。複数の地元人権団体によると、弁護士と連絡を取ることの否認は日常茶飯事であった。

政治関連の違反又は国家安全関連の違反が関係する場合、報告によると当局は逮捕を秘密裏に行い、事件を明らかに恣意的な形で軍法会議、治安裁判所又は刑事裁判所に移管することが多い。報告によると政府は容疑者を長期間に渡り未起訴のまま隔離拘留し、容疑者が自分の裁判前拘留について司法判断を求める権利を否認した。ほとんどの場合、報告によると当局は被拘留者に法廷召喚まで罪状を告知せず、法廷召喚は大抵、逮捕から数か月後であった。治安関連の被拘留者は尋問の前又は尋問中、あるいは自分の弁護の準備から提示に至るまでずっと弁護士と連絡を取ることができなかった。報告によると政治関連違反及び国家安全保障関連違反で告発された被告の数は、過去数年間と比べ増えていた。

評判では、政府が外国人を逮捕、拘留、釈放又は本国送還した場合、当該国の政府に通知しないことが多く、特に政治的罪状が関係する事件の場合がそうであった。また政府は、刑務所に収監されている外国人に領事が面会することを許可することも怠り、また多くの場合、当人は拘留されていない、さらには国内に居ないと主張することもあった。

恣意的な逮捕：治安部隊は従前の慣行を続け、また報告によると恣意的逮捕が増えたが、被拘留者には法的救済措置がなかった。治安当局者が指名手配者に自主させる圧力を掛けるために、当人の身内を逮捕しているという報告が相変わらず複数寄せられた。警察は逮捕前に令状又は裁判所命令書を滅多に発行又は提示しなかった。複数の報告によると、治安部門が多数の逮捕及び拘留を秘密裏に命じていた。複数の活動家及び国際人道支援機関によると、政府部隊が依然、都市部全域で反政府抗議活動への対応として治安搜索を実施していた。政府支配下区域では、治安部隊が恣意的逮捕に関与していた。SNHR の報告によると、政府部隊は（2016 年）1 月に若い男性を強制的に軍に徴用する目的で広域的な逮捕・奇襲作戦を展開した。COI の報告によると、当局は一部の検問所で 12 歳以上の男性及び男

子を恣意的に逮捕した。当局は大抵、民間人の逮捕理由に言及しなかった。

政府が運営する検問所も、恣意的逮捕の場所として報告されることが多く、時々、結果的に逮捕者は長期拘留施設へ移送されるか、又は失踪した。報告によると、政府軍部隊及び治安部隊は検問所で、単に従軍年齢に当たるといっただけで男性を逮捕していた。COIによると依然、検問所での逮捕後の強制失踪の報告が頻発していた。

国内外の NGO からの複数の報告によると、政府は被拘留者の大部分について、身内に連絡を取ることを又は弁護士を依頼することを妨げた。当局がたまたま被拘留者を釈放しても、大抵は正式な司法手続が取られない。複数の人権団体が面談した数百名の被拘留者曰く、逮捕され、拘留され、尋問され、そして数か月間に及ぶ拘留の末、裁判官に会うことも量刑を言い渡されることもなく、釈放された。

SNHR の報告によると、ダーイッシュも支配下区域で多数の人々を誘拐した。また SNHR の申し立てによると、PYD 系クルド人部隊がアラブ人の民間人、活動家及び政治家を逮捕し、未知の目的地へ連行した。

裁判前の拘留：長期間に及ぶ裁判前拘留が依然として深刻な問題であった。報告によると、当局は多数の被拘留者を、裁判に持ち込む前に数年間にわたり隔離拘留していた。利用可能な裁判所の不足と、迅速な裁判又は司法取引に関する法律規定の欠如も、長期間に及ぶ裁判前拘留の原因であった。拘留期間が犯罪の量刑を超えたという例が多数報告された。

(2016) 年中、既決囚と裁判前拘留中の人口比率と、拘留期間に関する情報は入手できなかった。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：全ての被拘留者が自分の拘留の合法性に法廷で異議を唱える、又は不法拘留と認められれば速やかに釈放され補償を受けることができたわけではない。

恩赦：(2016 年) 2 月、政府は脱走兵がまだ国内に残留している場合、法律発効後 30 日以内に投降する意思がある者について、一般恩赦を申し出た。法律では国外に所在する人々に 60 日間の帰国及び投降の猶予を与えた。(2016 年) 3 月の停戦 (Cessation of Hostilities) 声明では国連に対し、被拘留者の釈放を定期的に観察する委員会の結成を要望したが、(2016) 年中、被拘留者の釈放に関する進展はなかった。

#### e 公正な公判の否定

憲法では司法の独立を規定しているが、当局は日常的に裁判所へ政治的影響力を及ぼし、また政治的文脈を伴う訴訟の結果は予め決められていると見られた。

## 裁判手続

法律では被告人を推定無罪としている。被告人は罪状を迅速かつ詳細に伝達され、必要に応じて通訳を付けてもらう権利を有するが、当局はこの権利を検証可能な形で執行せず、また多数の被拘留者の家族によると、被告人は自分が直面している罪状を承知していなかった。裁判は公開であるが、少年又は性犯罪が関係する場合は例外である。法律により、被告人は民事裁判及び刑事裁判において、自分で選ぶ代理人を立てる権利を与えられ、被告が貧しい場合は裁判所が弁護士を任命する。被告人及びその弁護士は通常、自分の事件との関連で政府が保有する証拠を閲覧する権利を有する。弁護士が抗弁に備えるための十分な時間と便宜を有していたかどうか、不明であった。しかし、複数の人権弁護士の指摘によると、一部の政治的違反事件において、政府が被告側弁護士に、証拠が何も含まれていない訴追資料を提供していた。被告人は証拠を提示し、原告側と対峙することができる。被告人は法律上、証言又は有罪自白を強要され得ないが、複数の家族及び NGO の報告によると、裁判官や検察官からの拷問又は威嚇が時々、誤った自白を引き出していた。有罪判決を受けた人は県上訴裁判所へ判決を上訴し、最終的に大審院（Court of Cassation）へ持ち込むことができる。

全ての国民がこれらの権利を平等に享受したわけではなく、これは一部に、宗教法の解釈が家族法や刑法の要素の基礎を提供し、女性を差別していることが原因である。いくつかの個人地位関連法では、該当者の宗教に関係なくイスラム法を適用していた。加えて、報道機関及び NGO の報告から察するに、政府は政治犯罪又は政府に対する暴力で告発された人々に対するこれらの保護を一部、場合によっては全て、否認した。反政府活動を理由に告発された人々の量刑は苛酷となる傾向にあり、暴力的違反者も非暴力的違反者も同等の処罰を受けた。違反文書化センター（VDC : Violations Documentation Center）の報告によると、CTC に付託された事件の数は（2016 年）4 月までに、即ち CTC が事件を受け付け始めて 2 年半で 80,000 件を超えた。SNHR によると、裁判に掛けられた人々はほとんどが 5 年以上 20 年以下の懲役を言い渡された。政府は被告人が CTC の場で法定代理人を立てることを許可しなかったが、複数の活動家の報告によると、テロ対策法の下で基礎された人々は弁護士を保持して裁判日を動かすことができた。

反対派支配下区域では、法的手続又は裁判手続に地域差があった。複数の地元人権団体の報告によると、地元の統治構造がこれらの責任を担っていた。HRW の報告によると、文民がこれらのプロセスを管理していたが、一部の事例で慣習的イスラム法を採用したり、他

の事例で国内法令を採用したり、まちまちであった。反対派のシャリア評議会による量刑が時々、公開処刑となる場合があり、上訴プロセス又は家族による訪問が認められなかった。

複数の地元 NGO によると、反対派が運営するシャリア評議会は相変わらず女性を差別し、女性が裁判官又は弁護士を務めること、あるいは被拘留者を訪問することを許可しなかった。

アレppo・シャリア委員会 (Aleppo Sharia Commission) は、一部の反対派武装勢力と繋がりがあり、民事、刑事、軍事及び文民問題に関する裁判所を有する裁判所制度を運用していた。これらの裁判所はシリアの法的規範ではなく寧ろ、統一アラブ連盟 (Unified Arab League) の規範草案を踏襲した。ダルア一県では反対派勢力が 2014 年に司法院 (House of Justice) を創設し、かつてガーズ (Gharz) 裁判所として知られた統一司法シャリア委員会 (Unified Judicial Sharia Commission) を基盤として、犯罪活動、商取引及び民事を裁いている。

最高シャリア裁判所 (Supreme Sharia Court) が北部農村部のホムス (Homs) 県に在り、この区域での文民問題を処理する主要な調整機関であった。報告によると、この裁判所がこの区域で最も有力な統治機関で、地元での重要な決定のほとんどに責任を負っていた。最高シャリア裁判所はラスターン (Ar-Rastan)、タルビセフ (Talbiseh) 及びホウラ (Houla) に在るシャリア裁判所を統一した。同裁判所は司法専門家、弁護士、及び民事紛争を調整する裁判官で構成される。同裁判所は、同裁判所が下す命令の実施を監督し、警察部隊は地元の反対派武装集団のメンバーで構成され、ジャイシュ・タウィード (Jaish Tawheed)、ファイラク・ホムス (Faylaq Homs)、及びアハラール・アル・シャームのほか、地元志願者が含まれた。同裁判所はジャブハト・アル・ヌスラの代表者も参加していたが、この集団は同裁判所の決定に顕著な影響力を及ぼしたわけではなかった。

マジレス・アル・シュラ (Majles al-Shura) (諮問評議会) は 2015 年後半に創設された。メンバーにはラスターンとタルビセフの街の著名な家族、名士及び有力者が含まれる。主に長期的な物流計画 (地元での政府との小麦取引禁止など) や、政府との局所的停戦交渉を扱った。マジレスの権限はホムス県全体にまたがって地域差があった。

ダーイッシュは支配下地域で宗教法の解釈を統括する裁判所を、詳細不詳な選定プロセスに基づいて詳細不詳な資格を与えられる複数の裁判官が率いる形で確立することを目指していたとされる。

## 政治犯及び政治的理由により拘留された者

政府は批判者を拘留し、テロ行為を含む広範な政治犯罪で起訴した。政治囚及び政治的理由による被拘留者の数は、国民と外国人のいずれを問わず判断が難しく、理由は政府情報の欠如と、様々な治安機関がかなりの数の政治関連被拘留者を収容する独自の収監施設を維持していたためである。当局は相変わらず、政治関連又は治安関連の容疑で拘留された人々の数又は名前に関する情報提供を拒否した。(2016年)10月、紛争開始以降に拘留された人々の名前とプロフィールのVDCデータベースに、65,000名余りのデータが収録されていた。当局は概してこれらの人々を未起訴又は裁判前の状態で拘留し、家族に情報を提供しなかった。政治的理由による被拘留者を当局が裁判に掛けると、当人が刑事裁判所に出廷して容疑を問われた。政府は国際機関が政治囚と面会することを許可しなかった。

政治関連又は国家安全保障関連の囚人、特に告発された反対派メンバーを収容する刑務所の状況は、報告によると依然として一般犯罪者よりもはるかに劣悪であった。複数の地元NGOによると、当局は政治囚を意図的に、重罪の既決囚や被疑者と一緒に過密状態の監房に収容し、口頭及び身体的な脅迫や虐待を加えた。複数の政治囚が、ベッドが足りないため地べたで眠り、頻繁に捜索を受けたことも報告した。家族からの報告によると、当局は多数の政治囚が家族や弁護士と連絡を取ることを拒否した。一部の元被拘留者及び人権観測筋の報告によると、政府は政治囚が書物を読むことを、コーランも含め否認し、監房内での祈祷も禁止した。

2011年の抗議活動後に拘留された、又は強制的に失踪した多数の著名な民間人活動家及びジャーナリストが、報告によるとまだ拘留されたままであった。過去数年間から、報告された多数の失踪事件の進展が全くわからず、例として政府部隊による強制失踪者とされる以下の人々が挙げられる：アブデル・アジズ・カマル・アル・リワヒ (Abdel Aziz Kamal al-Rihawi)；アラウィー派反対派の有力者、アブデル・アジズ・アル・カイール (Abdel Aziz al-Khair)；クルド人活動家のベラザニ・カッロ (Berazani Karro)；ヤッシン・ジアデフ (Yassin Ziadeh) (反体制活動家、ラドワン・ジアデフ (Radwan Ziadeh) の兄 (又は弟))；人権弁護士のカリル・マトゥーク (Khalil Ma'touq) 及び補佐のモハメド・ザザ (Mohamed Zaza)；言論自由擁護活動家のバッセル・カールタビル (Bassel Khartabil)；人権活動家のアデル・バラジ (Adel Barazi)；平和活動家兼劇場支配人のザキ・コルディジョ (Zaki Kordillo) と息子のミヒヤー・コルディジョ (Mihyar Kordillo)。

ダーイッシュ、反対派武装集団又は正体不明の武装集団に誘拐されたとされる、以下に挙げる人々に関する進展情報もなかった：活動家のラザン・ザイトゥネフ (Razan Zaitouneh)、ワエル・ハマダ (Wael Hamada)、サミラ・カリル (Samira Khalil) 及びナジム・ハマディ (Nazim

Hamadi) ; 宗教指導者のボルース・ヤジギ (Bolous Yazigi) 及びヨハンナ・イブラヒム (Yohanna Ibrahim) ; 並びに平和活動家のパウロ・ダログリオ (Paulo Dall'Oglio)。これらの人々は活動家やメディアが報告した推定数千名もの失踪のごく一部である。

HRW の報告によると、裁判所は依然、2011 年に緊急事態法 (Emergency Law) の撤廃後に施行されたテロ対策法の下で活動家を拘留していた。政府は同法を適用するために司法省管轄下の CTC を設置した。当局は同法の下、ダマスカス市内のアドラ中央刑務所に、裁判待ちの被拘留者数名を収容した。2014 年と 2015 年に制定された恩赦にはテロ対策関連容疑で拘束された数名の被拘留者が含まれたが、複数の NGO 及び活動家の報告によると、政府はそうした人々をほとんど、恩赦の下で釈放しなかった。当局は後に釈放された人々を多数、再逮捕した。

複数の地元 NGO の報告によると、ダーイッシュが国内の複数の人権活動家、人道支援活動家、及び聖職者を拘留し、嫌がらせを行った。COI の報告によると、ラッカ県でダーイッシュが数百名の囚人を、複数の女性やコミュニティ活動家を含め、ダーイッシュによる支配に反対したとして拘留した。

#### 民事上の訴訟手続及び救済方法

人権侵害における政府の民事救済は、機能的に存在していなかった。反対派集団は支配下区域で一貫性のある民事司法手続を整理していなかった。ダーイッシュ及び他の過激派集団が支配下地域で民事司法機構を定めているという情報はなかった。

#### 財産回復

治安部隊は日常的に、被拘留者の財産や私物を押収した。市民暴動の発生に伴い、当局は個人の電話機、コンピューター及び電子機器の没収を強化した。治安部隊は法律に従ってこれらの品目の目録をしたわけでもなく、また被拘留者は没収された私物を釈放後に返してもらう権利を有するが、当局は返却しないことが多かった。報道や複数の活動家によると、政府部隊は難民又は国内避難民が置き去りにした財産も押収した。

複数の人道支援活動家によると、ダーイッシュは国内全域で管理する検問所で、国内外の支援活動家から財産を押収した。

#### f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律ではこれらの行為を禁じているが、日常的に発生していた。警察は頻繁に、刑事事件における搜索令状要件を迂回していたが、私有財産に立ち入る際、治安又は緊急事態を理由に挙げた。政府が存在を維持するほとんどの県の大きい都市や街で、無作為の家宅搜索が発生し、これは通常、大規模な反政府抗議活動又は政府を狙った反対派による攻撃の後に発生した。

政府は相変わらず、国民と外国人双方の居住者宛の郵便を開封し、また日常的にインターネット通信を、電子メールも含め、監視していた (2.a 項参照)。

政府は依然、イスラム教徒政党も含め、一部の政治組織への加入を禁じ、それらのメンバーを逮捕することも多かった (第3節参照)。

### **g 国内の紛争での虐待行為**

政府、反対派集団、及びダーイッシュによる武力の行使が (2016) 年中、激化した。国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の報告によると、2011 年の抗議活動開始以来、250,000 名余りが死亡したが、OHCHR はこの統計の記録を 2014 年に打ち切った。(2016 年) 4 月、国連シリア特命使節は、2011 年以降に戦闘の結果、死亡者が 400,000 名を超えたと推定した。

(2016 年) 1 月のメディアの広範な報道によると、政府は国内の到達困難区域と包囲攻撃区域で「兵糧攻め」戦術を使用した。包囲攻撃区域の周囲に兵士が検問所を設置して限られた物品供給から利益を得ており、価格は包囲攻撃区域内で数倍に跳ね上がった。さらに国連の報告によると、反乱集団がイドリブ県のフアフ (Fuah) 村とケフラヤ (Kefraya) 村を包囲していた。SNHR の報告によると、ロシアによるハマ県、ホムス県、アレッポ県、ラタキア (Latakia) 県及びラッカ県に対する空爆の結果、(2016) 年中に 3,967 名の民間人が殺害された。

政府部隊、ダーイッシュ、及び反対派勢力は、学校、宗教施設及びパン工場を含む様々な民間機関を攻撃した。SNHR の指摘によると、シリアの病院の 45 パーセントが政府による爆撃と略奪が原因で機能しておらず、多数の反対派支配下区域では機能している病院がさらに少なかった。

**殺害**：報告によると政府による殺害が (2016) 年中ずっと、殺害の大部分を占めた (1.a 項参照)。

報告によると、政府による殺害や致命的戦術の使用が、停戦声明によって指定された期間が始まった (2016 年) 3 月前半には短期間減少したにも関わらず、(2016) 年中増加した。

SNHR の報告によると、政府は（2016 年）1 月から 11 月にかけて 6,924 名の民間人を殺害し、同期間中にダーイッシュが 1,397 名の民間人を殺害した。

複数の NGO からの報告によると、国連が引用した報告も含め、（2016 年）12 月にアレッポ市で、政府部隊が反対派支配下区域を奪還した際、民間人の即時処刑が発生していたと見られる。さらにこれらの報告から察するに、政府及び連合部隊は第一対応者集団を標的にし、また 30～50 歳の男性が政府に拘留されたか、又は即座に徴兵されていた。国連が引用した複数の報告からも、武装反乱集団が一部の民間人の脱出を阻止した。

報告によると、政府支持派民兵組織が依然、大虐殺を行っていた。SNHR によると、政府系派閥民兵組織がホムス県とアレッポ県の複数の都市で大虐殺を行った。民族大虐殺に関する 2015 年 6 月の報告書での SNHR の指摘によると、2015 年 2 月に派閥民兵組織がホムス県のアスサビル（as-Sabil）近郊で複数の家屋を急襲し、児童 4 名と女性 5 名を含む 14 名の民間人を殺害した。加えて、2015 年 2 月、報告によるとシリア派民兵組織がアレッポ県の 2 つの村から 320 名を誘拐し、退却中の人間の盾として使用した。この事件での戦闘で民間人 48 名が殺害された。

報告によると、反対派勢力による政府部隊、政府支持者と疑われた人々、及び少数派コミュニティの人々の大規模攻撃やスナイパーの使用を通じた殺害が増加した。COI によると、反対派勢力は軍事施設や装備を民間人区域に配置した。2012 年、報告によると反対派の指令官が違反や殺害を抑止すべく、行動規範を起草し、是認した。これらの規範の遵守は不均等であった。報道や国内からのビデオによると、ダーイッシュや反対派勢力による、政府の兵士を含む非武装囚人を計画的に殺害していた。複数の国際 NGO や COI からの報告によると、一部の事例では非公式裁判所が非正規の形で、例えば処刑の前にシャリア評議会の場に出させるといった形で囚人を裁判に掛けていた。

政府部隊が退去した空間で活動していた過激派集団も、多数の虐待や違反を行った。未確認であるが、ダーイッシュが（2016 年）3 月 21 日、政府部隊がカフル・サギール（Kafir Saghir）を制圧した際に同区域から逃亡する前に数十名のアラブ人及びクルド人の民間人を処刑したという報告が複数あった。COI によると、ダーイッシュはクルド人民保護部隊（YPG : Kurdish People's Protection Units）が制圧した区域で複数の医療施設に何度も爆弾攻撃を仕掛け、民間人で溢れた市街地や病院付近では自爆攻撃で民間人を標的にした。

他にも複数のシリア人武装集団が虐待に関与した。COI によると、ジャブハト・アル・ヌラが 2015 年 6 月にイドリブ県で発生した大虐殺の歳に 20 名余りのドゥルーズ派を殺害した。SNHR は 132 名の民間人の死亡を、PYD 及び他のクルド人集団の仕業と推定した。

誘拐：報告によると、(2016) 年中、失踪の大多数は政府の仕業であった。報告によると、政府系以外の武装過激派集団も、特に北部で、宗教指導者、支援活動家、政府関係者と疑われた人々、ジャーナリスト及び活動家を狙って、人々を誘拐した。(2016 年) 8 月、SNHR は推定 75,000 名の強制失踪の約 96 パーセント (72,000 名近く) を、政府の仕業と推定した。SNHR は 1,479 名の失踪をダーイッシュ、892 名をアル・ヌスラ戦線、397 名を PYD 及び他のクルド人勢力、そして 306 名を武装反対派勢力の仕業と推定した。

NGO からの信頼できる複数の報告によると、政府部隊のほか、ダーイッシュも日常的に支援提供者を誘拐して拘留し、またそれぞれの支配下地域への人道支援者の出入りを厳しく制約した。複数の活動家の報告によると、ダーイッシュ支配下地域では支援活動家が誘拐又は暴力を受けるリスクが高かった。

報告によると 2014 年、ダーイッシュは数千名ものヤズィーディー教徒女性をイラクから誘拐し、人身売買又はダーイッシュ戦闘員への褒美としてシリアへ連行した。戦闘員はこれらの女性を奴隷にし、他に捕獲した女性や少女と併せて繰り返し性的暴行、組織的強姦、強制結婚及び強制妊娠中絶を行った。COI と面談した際、これらの女性は輪姦事例も含め、複数の男性から何度も強姦されたと説明した。多数の NGO 及び活動家も、ダーイッシュ戦闘員がダーイッシュ支配下区域で女性を強姦したり、あるいはダーイッシュ戦闘員と強制結婚させていると報告した。(2016) 年末にかけて、誘拐された少女と女性はほとんどがまだダーイッシュに拘留されたままであった。

(2016 年) 6 月、COI は「彼らは破壊しに来た：ヤズィーディー教徒に対する ISIS の犯罪」(They Came to Destroy: ISIS Crimes Against the Yazedis) と題する報告書を発行し、「ISIS は大虐殺のほか、ヤズィーディー教徒に対する多数の非人道的犯罪や戦争犯罪を働き、数千名ものヤズィーディー教徒がシリア・アラブ共和国で人質にされ、ほとんど想像もつかないような恐怖に曝されている」と結論付けた。

ハサカ (Hasakah) 県デレク (Derek) 出身のクルディスタン民主党 (Kurdistan Democratic Party) メンバー、カリル・アルフ (Khalil Arfu) とスクファン・アミン・ハムザ (Sukfan Amin Hamza) の所在と状況が依然として不詳であった。

COI の報告によると、人質奪取が激増し、これは派閥的性質の場合が多く、報復を誘発し、コミュニティ間の緊張を煽った。反対派武装集団が囚人交換や、武器購入資金に充てる身代金を目的に、民間人や政府部隊隊員を誘拐した。

身体的虐待、刑罰及び拷問：NGO からの信頼できる複数の報告によると、政府及び政府系民兵組織が絶えず、反対派メンバーと民間人双方に対する身体的虐待、刑罰及び拷問に関与していた。政府職員は、反対派を支持する外国政府と繋がりがあった人々を標的にしたり、当人の家族や関係者も標的にした。報告によると政府当局者は囚人や被拘留者のほか、負傷者や病人も虐待し、また戦術として女性と男性を強姦した。加えて、COI によると、元政府カメラマンが 2014 年にシリアから密かに持ち出した「カエサル写真」が、2011 から 2013 年にかけて亡くなった 11,000 余りの被拘留者の拷問や激しい栄養不良の証拠となった。

SNHR の報告によると、当局は囚人に対し、他の囚人の強姦を強制的に目撃させ、家族（特に女性家族）の強姦を示唆して脅迫し、強制的に服を脱がせ、当人の信念を侮辱した。COI によると、政府及び政府系民兵組織がデリゾール県、ダルアー県、ハマ県、ダマスカス県及びタルトゥス県で民間人に対し、組織的に強姦及び他の攻撃を行っていた。拘留施設が最も一般的な拷問場所であったが、攻撃は軍による急襲時や検問所でも発生した。報告例には複数の攻撃者、通常は兵士及びシャビハが、報告によると、女性を自宅で、時には家族の目の前で輪姦したという事例も含まれた。観測筋は性的暴行が蔓延し、過少報告であると考えた。2015 年の SNHR の推定によると、紛争開始以降に発生した少なくとも 7,672 件の性的虐待事件が、政府部隊による犯行であった。SNHR の指摘によると、包囲攻撃区域からの脱出又は医療用品や食料を持って帰還することを許可する前に女性に性的暴行を加えるという事例が増加した。

ダーイッシュも虐待や残虐行為に関与しているという報告が広範囲に及んだ。COI によると、ダーイッシュはラッカ県、デリゾール県及びアレppo県で捕獲した人々に対する残虐な取扱いを激化させた。ダーイッシュは頻繁に、被害者を公開処罰し、また児童を含む住民に処刑や身体切断を強制的に見させた。ダーイッシュ支配下地域で女性が、投石による処刑を含め、恣意的かつ苛酷な刑罰を受けているという報告が多数、活動家、NGO 及びメディアから寄せられた。ダーイッシュは、捕獲した自由シリア軍（FSA : Free Syrian Army）や YPG の戦闘員に対する組織的虐待も行った。報告によると、ダーイッシュ戦闘員はラッカ県やアレppo県の拘留施設で尋問中に捕虜を殴打し（ケーブルでの殴打を含む）、被拘留者を殺害した。ダーイッシュは人々を服装を理由に殴打する場合もあり、また複数の情報筋によると、顔を隠していないことを理由に女性を殴打した。ダーイッシュは身体切断や鞭打ちを含む体罰の使用を、宗教法の下で正当化した。

さらに COI の報告によると、過去数年間、武装集団は FSA の旗の下、政府職員、シャビハのメンバー、及び協力者と疑われた人々を拷問し、処刑した。COI の指摘によると、一部の反対派集団が、政府支持派民兵組織のメンバーと疑われた被拘留者に対し、情報又は自白の入手を目的に、あるいは処罰又は支配力として、激しい身体的又は精神的な苦痛を与え

た。さらに COI の指摘によると、過激派集団のジャブハト・アル・ヌスラやダーイッシュが、シリアの北部国境沿いの検問所を通過する人々を恣意的に拘留し、拷問したという例も複数あった。

児童兵士：複数の情報筋の資料によると、戦闘での児童の徴用及び使用が続いていた。COI の報告によると、政府支持派民兵組織は、13 歳という幼い児童を入隊させていた。COI の報告によると、政府は時々、6 歳～13 歳の児童に報酬を与えて情報提供者に仕立て、児童を危険に曝していた。(2016) 年中、アレッポ県で監視を行うために戦闘員が 12 歳～14 歳の男子を徴用していたという、新たな報告はなかった。紛争初期の数年間、軍隊や武装集団に徴用された児童のほとんどが 15 歳～17 歳で、主に前線から離れた支援役を果たしていた。しかし、2014 年から、全ての紛争当事者がはるかに幼い児童、極端な例では 7 歳の児童を徴用し、多くの場合、親の同意もなかった。

2015 年に国連児童基金 (UNICEF) が確認した児童徴用事例のうち過半数が 15 歳未満で、因みに 2014 年は 20 パーセント未満であった。これらの児童は軍事訓練を受け、戦闘に参加するか、あるいは戦闘地帯で命が危うい役割を担い、例えば武器の運搬や保守、検問所への配備、そして戦争負傷者の処置や退避を任された。紛争当事者は殺害を行うために児童を使用し、処刑者又はスナイパーとして使う場合もあった。

HRW の報告によると、反対派勢力は 18 歳未満の児童を戦闘員として使用していた。HRW によると、多数の集団や派閥が未成年者の入隊防止を怠った一方、ダーイッシュやジャブハト・アル・ヌスラは積極的に児童を戦闘員として徴用した。COI によると、イスラム戦線系及び他の武装集団が「戦闘で積極的役割を果たす児童を徴用、訓練し、使用した」。COI によると、ジャイシュ・アル・ムジャヒディン (Jaish al-Mujaheddin) は 18 歳未満の未成年者を入隊させた。ダーイッシュはアレッポ近郊のキャンプで 14 歳の児童を訓練していた。ラッカ県では、COI によると、ダーイッシュが 10 歳の児童を徴用し、入隊させていた。HRW の指摘によると、アハラル・アル・シャーム、ジャブハト・アル・ヌスラ、及び YPG の民兵組織が 18 歳未満の戦闘員を入隊させていた。

COI の報告では、YPG が児童兵士を階級から外し、児童を戦闘から排除するという誓約の遵守状況のモニタリングを開始した。とは言え、複数の地元集団の報告によると、YPG と域内治安軍 (Asayish) の部隊が児童を虐待したり、強制徴用していた。

戦争・平和報告機構 (Institute for War and Peace Reporting) の指摘によると、イドリブ県で複数の活動家が、児童兵士徴用防止に向けた運動を開始した。

以下の URL で公開されている米国国務省の年次の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

他の紛争関連の虐待：政府と反対派勢力の双方が、人道支援の流れを妨害した。国連人道支援事務所（OCHA）によると、（2016年）10月までに861,000名余りの民間人が、アクセス不能な包囲攻撃区域内に居住していた。COIの報告によると、政府部隊、反対派勢力、及びダーイッシュは全て、壊滅的効果を狙って包囲攻撃を採用し、救済補給の通過や人道支援機関の出入りを意図的に制約した。そうした活動の大部分は政府部隊の仕業であった。報告によると、食料や医薬品が急に制約されたため、栄養不良関連の死亡が発生したほか、肝炎、皮膚リーシュマニア症、腸チフス及び赤痢も発生した。シリアの栄養不良率は総じて、（2016）年中は非常事態基準より低い水準を維持したが、国連は複数の栄養不良発生区域を記録し、主に包囲攻撃区域に多かった。COIの報告によると、政府部隊は依然、ダマスカスの南部と東部の反乱勢力区域の包囲攻撃を続け、生活条件を耐え難い状況に追い込み、強引に民間人を逃げさせようとした。モアディミイェー（Moadimiye）など、戦闘員が局所停戦に至った区域でも、民間人は依然として食料や医薬品の不足に苦しんだ。2012年から（2016年）6月にかけて、政府はダライヤ（Darayya）で包囲された4千名の住民を対象に国連が推進した食料と医薬品を拒否していた。ダマスカス郊外は（2016年）8月に政府部隊に陥落された。

（2016年）9月のUNICEFの報告によると、包囲攻撃区域のマダヤ（Madaya）で食料と医薬品の不足によって児童が衰弱し、帝王切開及び流産の発生率が上昇した。政府は国際人道支援活動家への査証発給も怠り、救済提供に対する不必要な完了主義的障壁を生み出した。COIとメディアの報告によると、反対派集団はアフリン（Afrin）、ヌブル（Nubl）、ザーラ（Zahra）及び他の場所で街を包囲し、食料など補給品へのアクセスを制限した。ダーイッシュはデリゾール県内の政府支配下区域を包囲攻撃した。

COIの所見によると、政府は多数の赤新月社のボランティアや医療スタッフを、「テロリストを支援した」ことを口実に拘留した。NGOからの信頼できる報告によると、無差別と評された政府による継続的爆撃により、ハマ県やアレッポ市など反対派支配下区域で複数の医療施設が破壊され、被害を受けた。（2016年）9月19日、アレッポ農村部のオレム・アル・クブラ（Orem al-Kubra）へ向けてSARCの護衛付きで移動していた国連コンボイが空爆を受け、20名余りの民間人及び支援活動家が殺害された。国連調査団は（2016年）12月、この攻撃はシリア・アラブ空軍によるものであった可能性が非常に高いと結論付けた。

COIによると、イスラム戦線とジャイシュ・アル・ムジャヒディンがアレッポ近郊の複数地

域で電力と水道を遮断又は制限した。

観測筋と複数の国際支援機関の報告によると、政府は特に医療従事者、医療施設、救急車及び患者を標的にし、特にアレッポ市で民間人や囚人向けの医療施設及び医療サービスへのアクセスを制約した。さらに COI の報告によると、病人や負傷者のほか、妊婦や障害者も意図的に狙って、医療施設に対して政府のスナイパーが発砲したり、軍が攻撃したりした。NGO 及び COI からの信頼できる報告によると、政府は助けを求める病人や負傷者を意図的に妨害し、そうした人々は逮捕、拘留、拷問、又は死亡を恐れるあまり、病院内で医療支援を求めないことを選択した。報告によると、政府部隊は医療専門家も逮捕目標にした。人権のための医師団 (PHR : Physicians for Human Right) は (2016 年) 7 月、2011 年から (2016 年) 6 月にかけて 269 箇所の医療施設が 382 回の攻撃を受けたことを説明する報告書を公表した。PHR の報告によると、政府及び政府支持者がこれらの攻撃の 90 パーセントを実行した。PHR の報告によると、2011 年から (2016 年) 6 月にかけて 757 名の医療従事者が殺害され、大部分は政府及び政府支持者によるものであった。

(2016 年) 10 月、政府を支持するロシア軍が、アレッポ市東部の反対派が支援する最も大きい病院、M10 に、クラスター爆弾を投下した。同病院は既に 3 日前に激しい爆撃を受けており、この攻撃を潘基文国連事務総長が戦争犯罪であると非難していた。

報告によると、政府と反対派勢力は、女性や児童を含む民間人を、戦闘員を守る盾として使っていた。

紛争参加者は全て、相手を挑発する派閥的レトリックを使い、COI はこれを大規模な無差別暴力を扇動する危険性があると警告していた。COI によると、ほとんどが宗教的少数派で構成される政府支持派民兵組織の台頭と、それぞれを支持するコミュニティ内でのこれらの民兵組織の位置付けが、派閥同士の敵対を助長した。

COI の指摘によると、ダーイッシュ支配下の、ダーイッシュ幹部が住民に対してダーイッシュの規範を守るか、さもなければ退去せよと警告していた地域で、大規模な強制移転が発生した。コミュニティは差別的制裁措置を受け、例として特別宗教税 (ジージャ (jizya))、強制的改宗、信仰場所の破壊、そして少数派コミュニティの排除が挙げられた。(2016 年) 1 月の SNHR の報告によると、YPG 部隊が、クルド人部隊によって解放された区域のアラブ人住民を強制退去させた。YPG 系のシリア民主軍 (Syrian Democratic Forces) が (2016 年) 8 月に様々な区域をダーイッシュから解放すべく移動を始めた際に、複数の人権団体や人道支援関係者が報告したところによると、これらの部隊が地元コミュニティの代表でない、あるいは地元コミュニティから信用されない地元統治機関を創設し、独立的な市民団

体や人道支援機関の作業を阻害した。

国際メディアが幅広く、政府部隊や非政府系部隊が様々な信仰場所のほか、UNESCO 世界遺産も攻撃し、破壊したことを報じた。米国科学振興協会（AAAS : American Academy for the Advancement of Science）の指摘によると、文化遺産に対する目に見える被害が多数あった。アレppoでは AAAS が市内全域に渡る大規模な破壊、特に古代都市の世界遺産の内部の破壊を認めた。米国オリエント学会（American Schools of Oriental Research）からの週次事件報告書によると、政府部隊が依然、モスクや教会を標的にしていた。政府部隊は、脱党者や反対派要人の家屋、農場、及び事業所を含め、財産の略奪や破壊も行っていった。

## 第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

### a 言論及び報道の自由

憲法では言論及び報道の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を厳しく制約し、これらの権利を行使しようとした人々を脅迫、虐待、あるいは殺害することも多かった。

言論及び表現の自由：政府は日常的に表現を違法と評し、人々は報復の心配なく政府を公然と、又は私的に批判することができなかった。政府は批判に対し、派閥主義を扇動する行為又は言論を禁ずる刑法条項の発動によって抑圧することもあった。政府は政治的会合を監視し、情報提供者ネットワークを頼りにした。

報道の自由：政府は依然、地元の印刷メディアや放送メディアに対して広範な統制権を行使しており、また報告者が政府からの要請に対する回答において政府の情報源を明らかにしない場合、法律により厳罰が科せられる。多数の準独立的定期刊行物が（2016）年中発行されており、これらは通常、政府と繋がりのある個人が所有及び制作する。2014 年に財布はごく限定的に、国立大学でのクルド語の使用を許可するようになり、それ以前は数十年に渡り、ほとんど効果はなかったが、全てのクルド語刊行物が禁止されていた（第 6 節、「国籍／人種／少数民族」参照）。

政府は一部のラジオ会社とほとんどの地元テレビ会社を所有し、情報省（Ministry of Information）が全てのラジオ及びテレビのニュース番組と娯楽番組を綿密に監視して、政府の政策を遵守しているかどうか確認していた。所有と使用が制約されているものの、国民は幅広く衛星放送アンテナを使用していたが、政府は一部のアラブ系ネットワークを妨害した。

政府を批判する書物は違法であった。

ジャブハト・アル・ヌスラ、ジュンド・アル・アクサ (Jund al-Aqsa) 及びダーイッシュなど過激派組織は報道の自由にも重大な脅威をもたらした。

暴力と嫌がらせ：報告によると、政府部隊はジャーナリスト及び他の著述家を、国家に対する批判と見なされた著述を理由に拘留、逮捕し、嫌がらせを行った。嫌がらせの例として威嚇の試み、当人の出国禁止、ジャーナリストの解任、及び認定継続要請の無視が挙げられた。NGO からの信頼できる報告によると、政府は日常的に、政治的反対派又は FSA と関係がある、あるいはそれらに好意的な著述を行ったジャーナリストを逮捕し、また国内全域で外国報道機関に対する攻撃を扇動した。

COI によると、政府とダーイッシュは日常的に国内外のジャーナリストを標的にして殺害した。フリーダム・オン・ザ・ネット (Freedom on the Net) 及びジャーナリスト保護委員会 (CPJ: Committee to Protect Journalists) によると、シリアは依然、ジャーナリストにとって世界で最も恐ろしく危険な国であった。(2016) 年中、CPJ はシリアでの 3 名のジャーナリスト、カレド・アル・リッサ (Khaled al-Issa)、オサマ・ジュマー (Osama Jumaa)、及びマジド・ディラニ (Majid Dirani) の死亡を文書に記録した。CPJ によると、殺害された記者はほとんどが政治や人権問題を取り上げていた。国境なき記者団 (RSF: Reporters Without Borders) の推定によると、2011 年から (2016 年) 9 月にかけて、(2016) 年中の 7 名を含め、56 名のジャーナリストが殺害された。

(2016 年) 6 月 16 日のアレッポ市内での攻撃により、著名なシリア人活動家のハディ・アルアブドゥラー (Hadi al-Abdullah) が負傷し、写真家のカレド・アル・イッサ (Khaled al-Issa) が殺害され、両者ともラジオ・フレッシュ (Radio Fresh) という、よく知られた反対派報道機関に所属していた。どの集団も犯行声明を出さなかったが、これは反対派集団と提携する活動家やジャーナリストに対するリスクを示す事件であった。

RSF によると、8 名のジャーナリストと 17 名のネチズン (ジャーナリストとしての訓練を積んでいるとは限らないが、インターネットを利用して自分の仕事を流布する活動家) が刑務所に収監されたままであった。CPJ の報告によると、7 名のジャーナリストが政府に拘留されたままであった。逮捕理由は不明瞭なことが多かった。恣意的逮捕は、当局がいつでもインターネット利用者を、政府の統制を脅かすと認知された単純なオンライン活動、例えばブログでの投稿、ツイッターでの発言、フェイスブック (Facebook) でのコメント、写真の共有、あるいはビデオのアップロードなどを理由に逮捕する可能性があるという懸念を生じさせた。

PYD 支配下区域で活動している報道機関からの報告によると、彼らは圧力を掛けられ、PYD を支持する歌を流すよう要求する脅迫をインターネット上で受けた。複数の報告から察するに、クルド国家評議会（Kurdish National Council）と提携する一部の反対派ジャーナリストが PYD 治安機関のメンバーに拘留及び／又は殴打された。（2016 年）5 月にハサカ県内のある独立系ラジオ局が報告したところによると、正体不明の武装集団が同局の本部を攻撃し、建物に放火し、放送を止めなければ局長を殺すと言って脅した。この攻撃の後、地元の自治行政庁（Executive Authority of the Self-Administration）を含め、多数の地方自治体、外国政府及び政党がこの攻撃を批判した。

検閲又は内容の制限：政府は依然、情報の流布を厳格に統制し、政府と反対派武装勢力との間での戦闘や、禁止されたほとんどの政府批判及び派閥問題に関する議論（宗教的少数派及び少数民族の権利を含む）も対象に含まれた。情報・文化省は国内外の刊行物を配布又は輸入の前に検閲し、批判的又は慎重を期すべきと判断された内容の配布を阻止した。政府は、政府に対する脅威又は嫌がらせに当たると治安当局者が判断した材料の好評又は配布を一切禁じた。通常、アラビア語の材料に対する検閲が比較的厳しかった。

複数の地元ジャーナリストの報告によると、彼らは大統領とその家族、治安当局、又はアラウィー派集団に対する批判などのテーマについては広範囲な自己検閲を行っていた。政府は国内ジャーナリストと外国人ジャーナリストの双方に対し、これらのガイドラインに従わない場合は国外退去するよう要求し、さもなければ逮捕、拷問又は処刑の対象にした。

名誉毀損法：2011 年メディア法ではジャーナリストを当人の職業実践を理由に投獄することを禁じているが、政府は依然、政府に反対したジャーナリストを拘留及び逮捕した。政府はこれらの人々を反逆関連法の下で起訴する場合もあった。

国家安全保障：政府は国家安全保障を保護する法律を引き合いに、政府の政策又は政府当局者を批判する材料のメディア配布を制約した。

国家安全保障：反対派勢力はジャーナリストを誘拐し、殺害した。RSF 及び SNHR によると、PYD はジャーナリストに嫌がらせを行ったり、拘留したりした。COI によると、ダーイッシュは、ダーイッシュ支配下地域でのダーイッシュによる虐待を文書に記録する活動を行っていたジャーナリストや活動家を誘拐した。SNHR によると、ダーイッシュは女性 1 名を含む 14 名のメディア活動家を殺害し、他にも複数のジャーナリストを拘留した。SNHR はさらに、反対派集団がメディア活動家を 6 名殺害、2 名を負傷させたと報告したほか、ロシア軍部隊が 6 名を殺害したと申し立てた。

## インターネットの自由

2016年のフリーダム・オン・ザ・ネットの報告によると、シリアは依然、世界で最も、インターネット利用者にとって危険で抑圧的な環境の1つであった。政府はインターネットを統制及び制約し、電子メールやソーシャルメディアアカウントを監視した。個人及び集団は、電子メールによるものを含め、インターネット経由で報復を心配することなく見解を表明することができなかった。政府はメディア法のほか、一般刑法も適用してインターネットの使用を規制し、利用者を訴追した。

政府は電子メールを含め、インターネット通信をしばしば監視し、インターネットサービス、SMSメッセージ、そしてパスワード回復又はアカウント有効化のための2段階検証メッセージに干渉し、ブロックした。政府は高度な技術と数百名ものコンピューター専門家を、例えば被拘留者、活動家及び他の人々の電子メールやソーシャルメディアアカウントなどのフィルタリングや監視を目的に採用した。政府は治安部門によるインターネットの監視や検閲を制約しようとはしなかった。治安部門は総じてインターネットの自由とアクセスの制約に責任を負い、インターネットの遮断は大抵、治安部隊による攻撃とタイミングが一致した。政府は反対派関連のウェブサイト、地方の調整委員会のウェブサイトのほか、報道機関のウェブサイトを含め、検閲した

多数の区域、特に北部と東部で、依然続く暴動や、総じて政府の仕業によるインフラ破壊が原因で、インターネットにアクセスできなくなっていた。政府は包囲攻撃下の区域でもインターネットアクセスを制約又は禁止した。政府は主要インフラに対する統制を通じて接続を妨害し、時にはインターネット接続網と携帯電話接続網を完全に、又は不安定な情勢の特定の場所で遮断することもあった。概して、包囲攻撃区域内では国営インターネットサービスにほとんどアクセスできなかったが、利用者が密かに政府支配下区域付近で屋根からの信号を捕捉できた場合は別であった。反対派支配下区域の一部の町では限定的に、衛星接続経由でインターネットにアクセスすることができた。報告によると、一部の活動家が独立的に衛星インターネットへ、あるいは第2世代及び第3世代（3G）の携帯電話接続網を経由してアクセスすることができた。

一方で政府は政府を支持するプロパガンダの拡散やオンラインコンテンツの操作を目的に、インスタグラム、ツイッター及びフェイスブックなどソーシャルメディアを活用するための活動を拡大した。政府当局は日常的に、ソーシャルメディアサイト用パスワードを聞き出すためにジャーナリストに拷問や殴打を加え、また政府支持派のコンピューターハッカー集団であるシリア電子軍（SEA：Syrian Electronic Army）が頻繁にウェブサイトにサイバ

一攻撃を仕掛けて使えないようにしたり、政府を支持する材料を投稿したりした。(2016年)1月、当局はメディア活動家のアブドゥル・モイーン・ホムセ (Abdul Moyeen Hommse) を、アサド政権を風刺するビデオの投稿を理由に拘留した。その後、彼は失業した。ハッキングの促進や監視の実施に加え、政府や SEA など政府支持派集団は、報告によると、人権活動家、反対派メンバー及びジャーナリストを標的に、マルウェアを仕掛けた。複数の地元人権団体が政府職員を、マルウェアが活動家のコンピューターを感染させた事例を挙げて非難した。

観測筋も SEA を、政府批判に関する自己検閲の強制や、監視目的での電子メールトラフィックの政府サーバーへの迂回を目的に、インターネットアクセスを減速させているとして非難した。

ダーイッシュ部隊はインターネットカフェの利用を、特に女性を対象に制約し、携帯電話及びコンピューターを没収し、ジャーナリストには厳格なルールに従うよう要求し、従わなければ処罰すると指示した。(2016年)2月、ダーイッシュは私的なインターネットアクセスを禁止し、アレppo県北部のマンビジ (Manbij) 市全域で全てのインターネットカフェを閉鎖した。ダーイッシュは人権侵害の文書化に取り組むジャーナリストや集団に対するサーバー攻撃も強化した。(2016年)4月、ダーイッシュはジャーナリストのモハメド・ザイール・アル・シェルカト (Mohammed Zahir al-Sherqat) を、彼の活動に対する報復として殺害した。

## 学問の自由と文化的行事

政府は学問の自由と文化的行事を制約した。当局は概して、教員が政府の政策と矛盾する考え方を表明することを許可しなかった。文化省は一部の映画の上映を制約したり禁止したりした。

ダーイッシュとジャブハト・アル・ヌスラは学問の自由の厳格な制約と、非イスラム的とされる文化的行事の抑止を追求した。複数のメディアソースの報告によると、ダーイッシュが支配するラッカ県内の学校は、化学や哲学など一部の学科を禁止した。

(2016)年中、学生、特に反対派支配下区域に居住する学生は依然、全国試験の受験に苦勞した。しかし、政府はモアディミエー (Moadimiyeh) 在住の学生 360 名とマダヤ在住の学生 68 名について、(2016年)5月に試験を受けるために政府支配下区域へ移動することを許可した。

## b 平和的集会及び結社の自由

### 集会の自由

憲法では集会の権利を規定しているが、政府はこの権利を制約した。2011年の緊急事態法廃止後でさえ、その後の2011年大統領例により、政府は集会の自由に対する広範な権限を与えられている。

内務省は、4名以上のデモ又は公共集会について許可を要求している。原則として内務省は、政府、政府系集団、又はバース党によるデモしか許可せず、大抵、内務省がデモを調整した。政府は依然、平和的デモに対して過剰な武力を行使していた。

反対派支配下区域では、武装過激派集団が活動家、抗議者、文書作成集団、及びメディア集団を拘留、人質奪取、嫌がらせ及び処刑の対象にしていた。COIの報告によると、アレツポ県とラッカ県のダーイッシュ支配下地域の住民が、集会を厳しく制約されていると訴えた。

複数のクルド人活動家による申し立ては報道によると、PYDとYPGが支配下区域で集会の自由を抑圧し、言論の自由を厳しく制限していた。

### 結社の自由

憲法では民間結社を許可しているが、政府には民間結社の活動を制限する権利を与えている。政府は結社の自由を制約し、民間結社には事前の登録と承認を要求し、結社及びその構成員の活動を制約していた。専門的結社の役員会は政府から独立していなかった。

政府はしばしば、報告によると政治的理由から、登録請求を否認、又は登録に基づく行動を怠った。地元人権団体はいずれも免許を受けて活動しているわけではなかったが、多くは政府登録が必要な組織の傘下で機能していた。政府は依然、ジャーナリストによる複数年に渡る全国規模のメディア結社の結成に向けた取り組みを妨害していた。政府は2011年の政令を選択的に執行して、独立的政党の創設を許可し、政府支持派集団に限り公式な政党を結成することを許可した（第3節参照）。複数の地元人権団体によると、反対派活動家は、政府が政党リストを利用して反対派メンバーを標的にする事態を恐れ、政党結成を拒否した。

政府による判断に従って違法とされる組織への加入及び活動を刑事罰の対象とする法律に

よる権限の下、治安部隊は地元の人権団体や民主主義推進派学生集団と繋がりのある数百名もの人々を拘留した。政府はこれらの人々のソーシャルメディア連絡先も調べ上げ、さらなる潜在的標的にした。

報道や、ダーイッシュ支配下区域の元住民からの複数の報告によると、ダーイッシュは「カリフの地位」の構造又は政策に反対する結社の存在を許可しなかった。

### c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

[www.state.gov/religiousfreedomreport/](http://www.state.gov/religiousfreedomreport/)

### d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法では移動の自由を規定しているが、「国土の範囲内に限り、ただし司法機関の決定により制約される場合、又は法律の施行により制約される場合を除く」としている。しかし、政府、ダーイッシュ及び他の武装集団は国内移動を制約し、そしてそれぞれの支配下地域の全域に国内以上を監視する治安検問所を設置した。政府はホムス県、ダマスカス県、リフ・ダマスカス県、デリゾール県及びイドリブ県を包囲攻撃した結果、死亡、飢餓及び／又は深刻な栄養不良の事例が文書に記録された (1.g 項参照)。反対派勢力はアレッポ県内の政府支配下区域を包囲攻撃し、水道、電力、燃料及び医薬品を遮断した。ダーイッシュは自らの支配下区域で政府支持者又は政府支持者と想定される人々、特にアラウィー派とシリア派の住民の移動を制約した。他の反政府集団もそうした人々の移動を、ダーイッシュほどではないが、制約した。

移民、難民及び無国籍者の虐待：報告によると、政府と反対派勢力がいずれも、一部のパレスチナ難民のキャンプや居住地を包囲攻撃、砲撃、及び別の手段によって事実上アクセス不能な状態にした結果、深刻な栄養不良、医療及び人道支援へのアクセスの欠如、そして民間人の死亡という状況を招いた。

国内移動：国内全域に渡る、政府が包囲攻撃した都市では、政府部隊が人道支援者のアクセスをブロックした結果、深刻な栄養不良、医療へのアクセスの欠如、及び死亡という状況を、特にザバダニ (Zabadani)、ドウマ (Douma) 及び東ゴウタ (Ghouta) の都市にもたらした (1.g 項参照)。OCHA によると、590,000 名が 18 の包囲攻撃区域に残留していた。暴力は、著しい文化的圧力と相まって、多数の区域で女性の移動を厳しく制約する要因で

あった。加えて、法律では一部の身内の男性が女性に対して移動禁止を課すことを認めている（第6節、「女性」参照）。

政府は UNHCR 及び他の人道支援機関と協力して国内避難民、難民及び亡命希望者を支援したが、一貫性を欠いた。政府は多少、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）に協力した。

政府は治安検問所を頼りに移動を監視及び制限し、検問所を民間人区域にまで拡大した。また政府は国内のほとんどの地域を外国の外交団が訪問することも禁じ、ダマスカス外に移動する許可を滅多に付与しなかった。暴力の水準が一貫して高く、予測もしにくいことから、国内全域で移動がひどく制約された。

ダーイッシュと反対派集団も、検問所の設置を含め、移動を規制した。

報告によると、政府部隊はスナイパーを使って抗議活動を防止し、外出禁止令を執行し、反対派勢力を標的にし、場合によっては民間人が包囲攻撃区域から逃げ出すことを防いだ。COIによると、長い砂漠迂回路径で自動車で移動すると、ダーイッシュ、政府及び他の武装集団が管理する検問所で乗員と運転手が恣意的逮捕、財産の不法捜索及び押収、賄賂の要求、そして処刑の危険に曝される。

報告によると、ダーイッシュは支配下地域を女性の乗客が通過することを、男性の身内が同伴していない限り許可しなかった。

海外渡航：国民は国外渡航する権利を有するが、政府は申請者の政治的見解、反対派集団との関連、又は反対派が支配する地理的区域との繋がりを理由に、旅券及び他の重要書類の発行を否認した。政府は出国査証要件も賦課し、また日常的に、ダマスカス空港や国境を閉鎖し、閉鎖は暴力又は暴力の脅威によるものであると主張した。加えて、政府はしばしば人権活動家又は市民社会活動家、その家族及び関係者の移動を禁じた。報告によると、多数の国民が、当局から出国を阻止されて初めて、渡航禁止を知った。報告によると、政府は、人々が健康上の理由で移動を求める場合を含め、説明又は期間の明示もなく、渡航禁止を適用した。政府は反対派メンバーの国際渡航を全面的に禁じ、多くの場合、渡航しようとした者を標的にした。地元のメディアや人権団体が繰り返し、反対派活動家やその家族は空港や国境での攻撃を恐れるあまり、出国を躊躇していると説明した。（2016年）6月、トルコ国境警備隊が、シリア人難民11名が国外脱出を試みたところを殺害した。

ダーイッシュがシリアの旅券及び法的記録を破壊し、独自の旅券を作成したが、どの国又

は主体からも認められていない、という報告が複数あった。これらの政策は不釣り合いなほど児童に影響を及ぼし、それは多数の児童が旅券又は身分証明書を取得する前に、既に出国しているからである。加えて、紛争から逃れて難民キャンプに残留している親から国外で生まれたシリア人は、概してシリアの市民権書類を入手できなかった。政府は 2015 年に、旅券が失効した国外在住のシリア人について、領事館での旅券更新を許可するようになった。しかし、難民として脱出した多数の人々は、自分が抗議した相手とも考えられる政府への報告を恐れたり、あるいはまだ国内に居る家族に政府が報復を仕向ける可能性を恐れた。

女性は 18 歳になれば男性の身内の許可がなくても渡航する合法的権利を有するが、夫は妻の出国禁止を内務省に申請することができる。

ダーイッシュは明示的に、女性の国外渡航を禁じた。

移住及び帰還：外国への亡命に失敗した者及び過去にシリア人ムスリム同胞団（Syrian Muslim Brotherhood）と繋がりを持ったことのある者はいずれも、帰国後に訴追された。法律ではシリアでの処罰を免れるために外国への避難を試みた者の訴追を規定している。政府は日常的に、反体制活動家及び政治的所属が不詳の元国民が、自主亡命した後、数年後、更には数十年後に帰国を試みた場合、逮捕した。兵役義務を完了せずに国外移住した多数の人々が、シリア訪問中に手数料を支払えば徴兵を回避することができたが、この選択肢は民族性や社会経済的地位次第で変動する傾向にあった。当局は、外国で出生したが出生国で兵役に就く能力を有することを実証可能なシリア系の人々について、手数料を支払わなくても兵役を免除した。

## 国内避難民

政府は総じて IDP 向けの人道支援を推進せず、一貫性のない保護を提供した。(2016) 年中、暴力は依然、国民が国を去る主な理由であり、暴力の大半は政府とロシアによる空爆が原因であった。何年にも及ぶ紛争が繰り返し人々を強制退去させ、その度に家庭資産が減り、対処機構が減退した。

(2016 年) 9 月末までに、国連は 610 万名余りの IDP がシリアに居ると推定した。政府は概して IDP 人口に様々なサービスのための持続可能なアクセスを提供せず、IDP に支援又は保護を申し出ることもなかった。国連の人道支援当局者の報告によると、ほとんどの IDP が、ホストコミュニティと一緒に避難所、あるいは集合型施設、放棄された建物又は非公式キャンプ内の避難所を求めた。(2016 年) 前半、アレッポ県とハサカ県で戦闘が激化した

結果、900,000名余りの国民が避難民と化した。(2016年)9月、ハマ県での戦闘の結果、さらに100,000名が避難民と化した。観測筋の推定によると、75,000~100,000名の、国内全域で避難民と化した人々が依然、ヨルダンと国境を接する、俗に言う「土手」で足留めを食っていた。

SARCは、政府支配下区域と反対派支配下区域の双方で人道支援を提供すべく国内で活動する国際人道支援機関にとって、主要なパートナーとして機能していた。アクセス困難な状況は、政府、ダーイッシュ及び反対派集団によってもたらされる困難を含め、困窮している人々への支援提供を阻害した。ダマスカスを拠点に活動している複数のNGOが、困窮している人々への救済提供を試みた際、広範な官僚主義的妨害に直面した。SARC及び様々な国連機関が、人道支援ニーズの増大に対応すべく、反対派支配下区域への支援の流れの増加を追求した。政府は日常的に、反乱勢力支配下区域への人道支援、特に医療支援の提供を妨害した(1.g項参照)。

シリアへの人道的対応は世界最大の1つであったが、複雑な官僚主義的構造を通じて調整された。国内での危機は依然、最も深刻で大規模な人道危機に対応するための全世界的人道支援体系分類における、レベル3の対応の国連基準に該当した。トルコとヨルダンからの越境作戦が、シリアへの人道支援を提供した。追加支援はダマスカスを原点とする交差線作戦を通じて提供された。国際シリア支援グループ(International Syria Support Group)の人道タスクフォース(Humanitarian Task Force)が(2016年)2月にアクセスの拡大を提唱し始めて以来、国連は17の包囲攻撃区域で400,000名近くの人々へ、到達困難地では817,000名余りの人々へ、そして優先的交差線区域では57,000名の人々へ支援を提供してきたが、因みに2015年に支援を受けたのは30,000名であった。支援は多数の包囲攻撃区域と到達困難区域に何度も届いた。しかし、こうした努力をよそに、アサド政権は国連によるアクセスを阻害し続け、多数のコミュニティが依然として政府による「兵糧攻め」戦術に苦しめられ、屈していた。

OCHAの報告によると、(2016年)7月中はシリアの到達困難区域の400万名余りの人々に人道支援が全く届かなかった。

## 難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の付与を規定し、政府は難民に保護を提供するための制度を既に確立している。UNHCRとUNRWAは難民と亡命希望者向けに限定的な保護区域を維持することができたが、脆弱な人々へのアクセスを暴力が邪魔した。国連は国内外双方のNGOと連携しつつ、そうした人々への不可欠なサービスと支援の提供を続

けた。

UNHCR の推定によると、少なくとも 95,000 名、主にヤズィーディー教徒が、2014 年に始まったイラクのシンジャル (Sinjar) 地区に対するダーイッシュの攻撃後、シリアへ入国した。多くは当初、シンジャル山へ逃亡したが、西側諸国連合率いる軍事攻撃と、多数のヤズィーディー教徒をシリアへ運んだシリア系クルド人集団からの支援を得て、山からどうにか脱出することができた。これらの人々はほとんどがイラク系クルド人地域経由でイラクへ戻ったが、(2016 年) 6 月の UNHCR の推定によると、ハサカ県の複数のキャンプに約 10,000 名のイラク人が居り、うち 2,262 名のヤズィーディー教徒がニューロズ (Newroz) キャンプ、2,330 名のスンニ派アラブ人がロジ (Roj) キャンプ、そして 5,700 名がアル・ホル (al-Hol) キャンプに居た。他にもマルキア (Malkia)、カミシュリー (Qamishly)、アムダ (Amuda)、及びダーバシア (Derbasia) の都市にイラク人が居た。

雇用：法律では、パレスチナ人を除き、難民に働く権利を明示的に付与していない。政府は非パレスチナ人難民に労働許可をほとんど付与しなかったが、多数の難民が非公式部門の警備員、建設作業員、露天商、及び他の肉体労働で仕事を見つけていた。

基本的サービスの利用：法律ではパレスチナ人難民への身分証明書発行を認め、国民に提供されるものと同じ基本的サービスへのアクセスも認めている。政府はイラク人難民についても医療や教育など一般に利用可能なサービスへのアクセスを許可したが、居住許可は合法的にシリアへ入国し、有効な旅券を所持する難民に限り用意され、全ての難民が含まれるわけではなかった。シリア当局発行の居住許可へのアクセスの欠如は、難民を嫌がらせや搾取を受けるリスクに曝し、公共サービスへのアクセスにも重大な影響を及ぼした。シリアに居る約 30,000 名の非パレスチナ人難民は、保護リスクの増大、度重なる強制退去、検問所での保安手続の強化、そして必要な居住許可取得が困難な状況に直面し、これらが全て結果的に、移動の自由を制約した。UNHCR の報告によると、難民の間で性的暴行、性別に基づく暴力、そして児童保護に関する懸念が高まっており、これに児童労働、学校中退及び早期結婚も含まれる。

## 無国籍者

シリアに居る約 190,000 名のクルド人は、法律の下でシリア国籍を取得する資格を与えられない。政府はクルド人を外国人と見なしているため、クルド人は様々なサービスを利用することができなかった。1962 年の国政調査後、約 150,000 名のクルド人が市民権を失った。ある政令が 1962 年に 1 日限りの国勢調査を規定しており、政府はそれを、ハサカ県の居住者に関して予告なしで実行した。この措置についての政府の正当化事由は、1945 年以降に

シリアへ入国していたクルド人の特定であった。何らかの理由で未登録の者、又は必要な書類が全て揃っていない者は、その日以降、「外国人」になった。同様の形で当局は参加を拒んだ者を「書類不保持」として記録した。この市民権喪失により、これらのクルド人及び子孫は身分証明書がない状態となり、医療や教育を含む政府サービスを利用できなくなった。彼らは社会的及び経済的な差別にも直面した。無国籍クルド人は資産を相続又は遺贈する権利がなく、また市民権又は身分証明書がないことが、国外渡航及び帰還を制約した。

2011年、アサド大統領は、「外国人」として登録されていたハサカ県在住の無国籍クルド人が市民権を申請することができる旨を宣言する政令を發布した。UNHCRの報告によると、これらのうち約40,000名が依然、市民権を取得できない状態であった。同様に、同政令は約160,000名の「未登録」の無国籍クルド人には拡大適用されなかった。150,000名から160,000名への変化は、1962年の国政調査以降のおおよその人口増加の反映であった。

子どもの市民権は父親からのみ得られる。女性は子どもに国籍を付与することができないため、続く紛争の影響で父親が行方不明又は既に死亡した未知数の子どもが、無国籍となるリスクを負っていた。母親は、難民キャンプを運営する近隣諸国を含め、国外で生まれた子どもに市民権を継承することができない。

### 第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では、普遍的かつ平等な参政権に基づいて無記名投票によって実施される自由かつ公正な定期的選挙で政権を選ぶ能力を国民に与えているが、実際に国民はその能力を行使することができなかった。内在する選挙環境により、選挙結果には、有権者の阻害又は強制されない意思は反映されていなかった。

#### 選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：(2016年)4月、シリアは地理的に限定された議会選挙を実施したが、政府支配下でない区域に居住する国民は結果を拒絶した。2014年にバシヤール・アサド、ハッサン・アル・ヌーリ (Hassan al-Nouri)、及びマーヘル・ハジャール (Maher Hajar) が、国内の全く異なる区域で6月に実施される大統領選挙の候補者として登録したが、国民の大多数は暴力又は強制退去が原因で投票所に出向くことができなかった。この選挙はアサドが88.7パーセントの票を獲得したが、国際基準に照らすと自由でも公正でもなかった。観測筋及びメディアによると、有権者は治安分子から威嚇され、政府は強制的にダマスカスの国家公務員を投票所へ運んだ。報道によると総体的な投票率は低く、投票所へ行くこ

とができる比較的安定した区域の住民でさえ低かった。当局は政府支配下地域の住民、一部の難民区域の住民、及び公式許可を取得後に出国した難民に限り、投票を許可した。ヒューマン・ライツ・ファースト（Human Rights First）の2014年の報告書によると、ヒズボラが、アサドに投票しなかったシリア人難民を脅迫した。投票率を最大限に伸ばすため、治安部隊がダマスカスと政府支配下の周辺区域で保安措置を強化した。とは言え、暴力が国内全域で続いており、投票期間中、一部の反対派武装集団が政府支配下区域にミサイルを発射した。

（2016年）10月、シリア革命全国連合（National Coalition for the Syrian Revolutionary）と反対派勢力がイスタンブールで内部選挙を実施し、その結果、シリア野党連合（Syrian Opposition Coalition）のアナス・アル・アブダ（Anas al-Abdah）が再選された。

政党及び政治的な参加：憲法では、バース党が与党であると規定し、また全ての政府及び民衆団体、例えば労働者団体や女性団体などにおいて過半数を占めることを保証している。バース党率いる国民進歩戦線（National Progressive Front）が250議席の人民評議会（People's Council）を支配し、（2016年）4月の選挙後、250議席のうち200議席を占めた。バース党及び他の9つの小規模な衛星政党が、連立国民進歩戦線を構成した。2011年の政令では、追加政党の創設を認めているが、宗教、所属部族又は地域的利益に基づく政党を禁じている。

バース党党员であるか、あるいは著名な党员又は有力な政府当局者との密接な家族関係があれば、経済的、社会的、及び教育的前進に役立った。党又は政府との繋がりがあれば、より良い学校への入学、有利な就職、そして政府、軍隊及び治安機関における出世や権力を握ることが、より容易であった。政府は州知事など一定の目立つ職位を、バース党员だけに用意していた。

政府は他の政党にほとんど寛容を示さなかった。政府は共産党統一運動（Communist Union Movement）、共産党行動党（Communist Action Party）、及びアラブ社会連合（Arab Social Union）など他の党に嫌がらせを行い、党员を逮捕した。警察はイスラム教徒政党の党员を逮捕した。違法政党に関して信頼できるデータは入手できなかった。

女性及びマイノリティーの参加：政治プロセスへの女性及びマイノリティーの参加を制限する法律はなく、女性とマイノリティーは実際に参加した。女性とマイノリティーは概して、正式な制約を受けずに政治制度に参加したが、著しい文化的及び社会的障壁が、意思決定権のある職位から女性を排除した。2014年の選挙後に形成された政府には女性メンバーが3名、即ち副大統領のナジャフ・アル・アッタール（Najah al-Attar）、国家環境問題大

臣のナジラ・セルキス (Nazira Serkis)、及び社会問題大臣のリマ・アル・カディリ (Rima al-Qadiri) が含まれた。2015 年時点で、国会議員の 12 パーセントが女性であった。キリスト教徒、ドゥルーズ派、及びクルド人の国会議員も居た。アラウィー派は支配的宗教マイノリティーであるが、内閣で他のマイノリティーよりも大きい政治的権力を握り、多数派のスニ派よりも大きい権力も握っていた。

#### 第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者の汚職に対する刑事罰を規定しているが、政府は法律を効果的に施行せず、当局者は頻繁に汚職慣行に関与し、処罰を免れていた。汚職は依然、警察部隊、治安機関、移民管理機関、そして政府全体で蔓延する問題であった。

汚職：報道の自由の欠如と、政府やメディアの手段への反対派によるアクセスの欠如を背景に、些細な汚職を除き、汚職に関する詳細な情報はほとんどなかった。刑務所の看守が囚人や面会者に賄賂を要求しているという報告が複数あった。面会に来た家族は高額な賄賂を支払えば、警察から監視されずに被拘留者と面会することができた。賄賂の価格は過去数年間から上昇し続けた。人権弁護士や被拘留者の家族の説明によると、裁判所や刑務所の政府当局者が、有利な判決や基本的サービス提供の見返りに賄賂を要求した。交通警察官は日常的に運転者に賄賂を要求し、また児童労働者は逮捕を避けるために警察へ賄賂を渡したと報告した。

資産公開：公務員の資産公開に関する法律はない。首相付きの中央統制・監察委員会 (Central Commission for Control and Inspection) は公共部門の汚職の調整及び監視を担当する主要な行政機関である。各政府機関が、省庁を含め、中央委員会に直属する統制・監察部を有する。

情報の一般公開：メディア法では省庁及び他の政府機関からの情報へのアクセスを規定している。同法には不開示に関する曖昧な規定が含まれ、例えば「国家統一と国家安全保障に影響を及ぼす」情報へのアクセス禁止を規定している。同法では当局に対し、問い合わせを受けてから 7 日以内に回答することを義務付けている。同法では行政司法裁判所に対し、情報請求の完全又は部分的な拒否を調査し、1 か月以内に判決を下すよう要求している。不遵守の場合の罰則は規定していない。(2016) 年中、政府が同法を施行したという証拠はなかった。

#### 第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

政府は人権侵害の申し立ての調査の試みを制約し、また人権侵害の申し立ての調査に向けた独立的な試みへの協力も積極的に拒否した。政府は国内の人権団体の結成を許可しなかった。とは言え、そうした団体が実際には数百、国内で違法に活動していた。日常的監視と移動禁止を課すことにより、政府は国内の人権活動家に嫌がらせを行った。政府は通常、特定の事例に関する人権団体や外国大使館からの問い合わせに対し、事例はまだ調査中であると回答、又は当該囚人は国家安全保障関連法に違反したと回答、あるいは事件が刑事裁判所に持ち込まれた場合は行政部門は独立的とされる司法機関に干渉することはできないと回答することによって対応した。報告によると、政府は国内人権団体のメンバーについて、財産押収、嫌がらせ、拘留、逮捕、拷問及び処刑を行うために、あら探しをした。

政府は国際人権 NGO に対して極めて懐疑的で、入国を許可しなかった。報告やメディアによる政府当局者との面談から察するに、政府は人権侵害の実行を一切否認した。政府は、政府職員が反政府抗議者を攻撃した場所、あるいは政治的理由が囚人を拘留したとされる場所に他の組織がアクセスすることを否認した。信頼できる複数の報告によると、政府は人道支援団体の活動、特に反対派支配下区域に近い供給経路沿いやアクセスポイントでの活動を積極的に制約した（1.g 項参照）。

国連又は他の国際機関：政府は依然、国連人権理事会からシリアでの人権侵害及び虐待に関する文書化と報告を付託された国連調査委員会へのアクセスを否認した。政府は多数の国連機関に十分に協力せず、その結果、人道支援機関によるアクセス、特に反対派支配下区域へのアクセスが制約された。

（2016 年）8 月 21 日の報告書の中で、化学兵器禁止機関・国連合同調査機構（既に確認された化学兵器事件の責任を帰属させるために設立された）は、再検討した 9 件の攻撃のうち 3 件について、「十分な」レベルで責任があると判断した。これらの攻撃は、アレッポ県マレア（Marea）でのダーイッシュによるマスタードガス攻撃（2015 年 8 月）と、政府、特にシリア・アラブ空軍による、イドリブ県タルメネス（Talmenes）（2014 年 4 月）及び同県サーミン（Sarmin）（2015 年 3 月）で塩素が兵器として使用された事例であった。（2016 年）10 月に合同調査機構から提出された報告書の所見によると、政府は 2015 年にクメナス（Qmenas）でも兵器化された塩素を使用した。

## 第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

### 女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は重罪であり、15 年以上の懲役に処せられ

得るが、政府は法律を執行しなかった。法律ではさらに、強姦犯は被害者と結婚すれば処罰されないと規定している。被害者の家族は時々、強姦につきまとう社会的汚名を避けるため、この取り決めに合意する場合もあった。配偶者強姦を禁ずる法律はない。難民危機に関する観測筋の報告によると、女性、男性及びコミュニティ指導者は一貫して、性的暴行を、家族が国外へ逃亡する主な理由に挙げた。COI の報告によると、強姦は蔓延し、政府や政府支持派部隊が、反対派と関連があると認知された女性、男性及び児童を脅迫及び処罰する目的で強姦を使用していた（過激派集団による虐待を含め、詳しくは 1.g 項を参照のこと）。COI は、性的暴行の過少報告や報告遅延の風潮があることから、規模の評価が困難であると結論付けた。SNHR、HRW 及び他の複数の NGO からの報告には、女性の元囚人との面談が含まれ、それによると、看守や治安部隊による強姦が拘留施設では日常茶飯事であった。

法律ではドメスティック・バイオレンスを具体的に禁じておらず、女性に対する暴力は広範囲に及び、概して処罰されずじまいであった。ドメスティック・バイオレンス及び性的暴行事件の大部分を、被害者が報告しなかった。被害者は伝統的に、社会的汚名を着せられることを恐れ、家族以外に支援を求めることを躊躇した。治安部隊は一貫して、女性に対する暴力を刑事事案ではなく社会的問題として扱った。観測筋の報告によると、虐待を受けた女性が警察に届け出ようとしても、警察は報告を捜査したとしても綿密に捜査せず、他の例では警察官が女性を、セクシャル・ハラスメント、口頭での虐待、髪を引っ張る、平手打ちするといった虐待で応答する場合もあった。

依然複数のドメスティック・バイオレンス・センターがダマスカスで活動し、政府はそれらに免許を交付し、社会問題・労働省（Ministry of Social Affairs and Labor）に所属させていた。しかし、複数の地元 NGO の報告によると、紛争を背景に多数のセンターが活動しなくなっていた。ダマスカス以外で女性のためのサービスを政府が運営しているという情報はなかった。複数の地元人権団体によると、地方の調整委員会及び他の反対派関連団体が女性保護専門のプログラムを提供していたが、NGO はこれらのプログラムを全国規模で統合しておらず、信頼できる資金源に関する報告もなかった。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C) : FGM/C を禁ずる法律はなく、虐待に関する観測筋からの報告もなかった。

他の有害な伝統的習慣 : 法律では、被告人が「名誉」抗弁を主張する場合、裁判官が殺人及び暴行について法律で定められた罰則を減ずることを認め、実際にしばしば発生していた。政府は殺人事件及び暴行事件におけるこの抗弁の使用に関する公式統計を維持していなかった。(2016) 年中、公式に報告された「名誉」殺人の例はなかったが、複数の地元人

権団体の主張によると、この慣行は、暴力の継続をよそに、さらには暴力の継続が原因で、以前と同等のレベルで続いていた。難民問題に取り組む複数の NGO の報告によると、政府部隊による強姦被害者を含め、国内では家族が一部の強姦被害者を「名誉」を理由に殺害していた。さらに NGO の報告によると、紛争が「名誉」殺人の大幅な増加に繋がっており、その背景には政府部隊による強姦の使用や、ダーイッシュによる性奴隷及び搾取の蔓延があった。

セクシャル・ハラスメント：法律では性別に基づく雇用差別を禁じているが、セクシャル・ハラスメントを明示的に禁じてはいない。社会的及び文化的な圧力を背景に、被害者はセクシャル・ハラスメントを滅多に報告しなかった。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は概して、子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有する。紛争を背景に、性と生殖に関する保健サービスを利用できる機会は限られ、また移動の制約や輸送手段の欠如が、人道支援対応プログラムの能力に影響を及ぼした。国連人口基金（UNFPA）の報告によると、インフラ被害によって、妊婦に産前産後のケアを提供できる施設と医療従事者、及び出産時に立ち会う熟練の助産師の数が少なくなった。また複数の活動家の報告によると、政府の拘留施設には妊娠中又は出産時に女性に医療を提供しなかった。病院に対する攻撃は妊婦に影響を及ぼし、妊婦は医療にアクセスすることができず、また（2016）年中、観測筋が人権理事会に報告したところによると、敵対行為によって必然的に、分娩時期の調整や不安定な環境での移動の回避のため、帝王切開で出産する数が増えている。

性的暴行の女性被害者は、即座に医療を受けることができなかった。その結果、例えば身体的重傷、心理社会的トラウマ、望まれない妊娠、社会的汚名、そして HIV/AIDS を含む性感染症の感染といった状況に繋がっていた。病院の破壊が医療へのアクセスを一層複雑化した。避妊法の欠如は、多数の強姦被害者が強姦とその後の妊娠の双方による身体的、社会的、及び心理的影響に見舞われる原因となった。

国内全域に渡る暴力が原因で、医療や性と生殖に関するサービスへのアクセスが、費用が嵩むと同時に危険なものにもなり、また COI の報告によると、政府や武装過激派が時々、妊婦の検問所通過を否認し、不衛生な、大抵は危険な状況での、鎮痛又は適切な医療処置が施されない出産を余儀なくさせた。（2016 年）2 月、UNFPA の推定によると、国内及び近隣の難民キャンプに約 430,000 名の妊婦が居り、ケアを必要としていた。さらに、70,000 名は妊娠又は分娩に関連する合併症に見舞われるおそれがあるとも推定された。UNFPA は、性と生殖に関する保健キットの配布により、性と生殖に関する保健サービスを提供した。

多数の情報筋によると、政府部隊は反対派支配下区域での人々への医療を意図的に否認した。

差別：憲法では男女平等及び「全ての国民が仕事の性質と成果に応じて賃金を稼ぐ権利」規定しているが、法律では同等の仕事に対する同等の給与を明示的に規定していない。さらに、家庭法や刑法の多数の条文において、男女を平等に扱っていない。子どもは市民権を父親だけから得る。続く紛争を背景に父親が行方不明又は既に亡くなった未知数の児童が、無国籍となるおそれがあった。紛争が始まる前は、正式な労働力に参加していた女性はわずか 16 パーセントであったのに比べ、男性は 72 パーセントであった。暴力と不安定な情勢が増大するにつれ、女性の雇用参加は減少した。過去数年間は、政府が女性に対する伝統的な差別的姿勢の克服を追求し、また女性の教育を、大学など教育機関への平等なアクセスを提供することによって奨励していた。

家族問題委員会 (Commission for Family Affairs)、司法省及び社会問題・労働省が、女性への平等な法的権利の付与に向けた取り組みの責任を共有していた。性的差別に対する事例を含め、市民権請求への政府の関与は停滞し、ほとんどの請求が未回答のままであった。

個人地位、退職、市民権、及び社会保障に関する法律が、女性を差別している。男性が司法機関の圧倒的多数を占め、また複数の NGO によると、この状況が、連邦裁判所での女性の差別的取扱いに繋がっていた。刑法の下、男性と女性が別々に、犯罪である姦通行為を行った場合、女性の処罰は男性の 2 倍である。法律では概して女性が配偶者を相手取って離婚訴訟を開始することを認めているが、一部のキリスト教徒派閥が強固に、男女双方に離婚を思い留まらせようとした。イスラム教徒の場合、個人地位関連法では男女の扱いが異なる。一部の個人地位関連法は、事件関係者の宗教を問わず、イスラム法を反映している。同法では一部の事例において離婚した女性が扶養手当を受け取る権利を認めず、例えば夫を説得して離婚に合意してもらうために扶養手当の権利を放棄する場合などがそうである。加えて、同法の下、離婚した母親は、息子が 13 歳、娘が 15 歳になると後見人としての権利及び身上監護を失い、後見人としての権利は父親側に移る。

政府によるイスラム法の解釈は、キリスト教徒を除く全ての国民について、相続法の基礎である。相応に、裁判所は通常、イスラム教徒の女性に与える相続を、男性相続人の相続分の半分としている。あらゆるコミュニティにおいて、男性相続人は、相続が少ない身内女性に財政的支援を提供しなければならない。提供しない場合、女性は訴訟を起こす権利を有する。(2016) 年中、一部の地域で慣習が法律に優先し、女性が全く相続を受けなかったという報告が複数あった。女性の夫、又は夫不在の場合は身内の男性が政府に、妻の国外渡航を禁止してもらうよう要請することができる。

軍隊を含め、女性は公的生活とほとんどの職業に積極的に参加していたが、多数の地域での暴力が原因で、公共領域への女性のアクセスが減少した。土地又は他の財産の所有又は管理において男女共に平等な権利を有するが、特に農村部において、文化的規範や宗教的規範が女性の権利を阻害した。様々な情報筋の観測によると、女性は弁護士、大学教授、及び他の職業に占める割合が少なかった。女性は司法機関、議会及び政府高官レベルに就任していた一方、政府はしばしば、意思決定権のある職位に女性が就くことを否認した（第3節参照）。複数の団体によると、女性は司法機関に占める割合が少なく、内戦が始まる前は裁判官のうち女性が13パーセントしか居なかった。SNHRによると、裁判で裁判官として参加する女性は、居たとしてもごくわずかであった。

一部の反対派集団が、不規則な構成の裁判所で女性が平等に参加することを禁じていた（例：アレッポ県の裁判所）。女性は地方の反対派統治機関における政治的職位に平等な割合で就任しておらず、依然、市民社会、人道支援提供、メディア及び教育の分野で積極的役割を果たしていた。複数のNGOによると、女性は地方又は県の評議会でも占める割合が少なかった。

報告によると、一部の反対派集団や過激派分子が、女性が教員になることと、女子が学校に通うことを禁じ、特にダーイッシュ支配下のデリゾール県がそうであった。ラッカ県在住の複数の活動家によると、ダーイッシュは支配下地域で教室を区別し、地方評議会から女性を排除した。

HRWを含む複数の団体によると、武装過激派集団はアレッポ県、ハサカ県、イドリブ県及びラッカ県で女性と少女に差別的制約を課していた。そうした制約の例として厳格な服装規定、女性による公的生活への参加及び自由な移動に対する制限、そして教育や雇用への女性によるアクセスに対する制約が挙げられる。ジャブハト・アル・ヌスラとダーイッシュは、幅広のクロークと頭巾の着用を義務付ける厳格な服装規定に女性は従っており、女性がジーンズ、身体に密着する衣服及び化粧品を使用することを禁じている、と主張した。面談対象者によると、これらの集団のメンバーはイドリブ市、ラス・アル・アイン(Ras al-Ayn)、テル・アビヤド（(2016)年末までにダーイッシュ支配下でなくなった）、及びテル・アラン(Tel Aran)において、女性が男性家族を同伴せずに公の場に現れることを禁じていた。当局はこうした制約に従わない女性や少女に処罰を示唆して脅し、場合によっては公共輸送の使用、教育へのアクセス、及びパンの購入を妨害した。イドリブ、テル・アビヤド、及びテル・アランから来たIDPの説明によると、ジャブハト・アル・ヌスラとダーイッシュは女性が自宅外で働くことを禁じていた。

ダーイッシュは支配下区域において、「文明化文書」(Civilization Document)を公表し、これは女性が従わなければならない16項目を挙げ、従わなければ死刑に処するという内容である。例として、自宅に留まり、直近の身内男性の同伴なく外出しないこと；幅広のクローク、完全に顔を覆いベール及び頭巾を着用すること；美容室を閉鎖すること；公の場で椅子に座らないこと；及び男性医師に診察してもらわないこと、などが挙げられる。ダーイッシュは「アル・カーンサー」(al-Khanssaa)という、全員女性の警察部隊をラッカ市内に設置し、この部隊はほとんどが非市民の女性で構成され、上記の規制を女性を対象に、時には暴力的に執行した。

限定的ではあるが女性が敵対行為に積極的に参加しているという報告があり、例として武装クルド人反対派集団や、ほとんどが平信徒である「聖母アイシャ部隊」(Mother Aisha Brigade)が挙げられ、これらはアレッポ市内の中規模な反対派武装集団に属すると見られる。限定的ではあるが、ダーイッシュの女性メンバーが武装敵対行為に積極的に参加しているという報告もあった。ラッカ市ではダーイッシュが一部の女性を「アル・カーンサー」部隊に入隊させ、検問所に配属し、ダーイッシュの法律を執行させ、時には家宅捜索にも参加させていた。

## 子ども

出生登録：子どもの市民権は父親からのみ得られる。市民登録機関が機能していなかった広い区域では、当局が出生を登録していなかった。政府は非市民クルド人住民を、無国籍クルド人も含め、登録しなかった(2.d項、「無国籍者」参照)。登録を怠ると、例えば高等学校レベルの学位、大学入学、正式雇用へのアクセス、市民文書作成及び保護などのサービスを受けられない結果となる。

教育：政府は国民である児童に小学校から大学に至るまで、公共教育を無償で提供した。6歳～12歳までは義務教育である。非市民の児童でも無償で公立学校に通うことができるが、教育省からの許可が必要である。

紛争によってますます、児童の通学が阻害された。OCHAの推定によると、学校が損傷、破壊された、あるいはIDPの避難所又は軍事目的で使用されるため、4校に1校の割合しか学校を使用できなかった。UNICEFによると、紛争の最初の4年間で52,500名の教員が辞職した。またUNICEFの推定によると、3歳～17歳の学童240万名が既に通学していなかった。早期結婚と出産を求める社会的圧力が女子の教育的進歩に干渉し、特に農村部では女子生徒の中退率が依然として高かった。

複数の報告によると、ダーイッシュは教室を男女別に分け（教員を含む）、服装規定違反の生徒を排除し、独自のカリキュラムを教員に課し、民間の学校や教育施設を閉鎖した。地元の情報筋によると、ダーイッシュ部隊はラッカ県内の若い女性が大学受験のために移動することを禁じた。またダーイッシュは化学など、いくつかの基本教科も禁止した。

パレスチナ人及び他の非市民は、無国籍クルド人を含め、概して子どもを学校及び大学へ通わせることができたが、無国籍クルド人は学業成績を証明する学位を取得する資格を与えられなかった。

児童虐待：シリアには児童を虐待から保護する正式な法律がなかった。政府部隊が児童に対する性的暴行、拷問、拘留及び殺害を行っているという報告が複数あった（1.a 項、1.b 項、1.c 項及び 1.g 項参照）。HRW の報告によると、公立学校の教員及び校長が、政府に反対する心情を表明した生徒を尋問し、場合によっては殴打した。加えて、国連、HRW 及び地元ニュースソースの報告によると、政府部隊が児童を人間の盾として使用していた。

ダーイッシュは、処刑を含め、極めて苛酷な刑罰を児童に加えていた（1.g 項参照）。

早期結婚及び強制結婚：法定結婚年齢は男性が 18 歳、女性が 17 歳である。15 歳以上の男子又は女子は、両者が望み、「身体的に成熟している」と裁判官が判断し、両者の父親又は祖父が同意すれば、結婚することができる。未成年結婚は過去数十年間で大幅に減ったが、全てのコミュニティで普通に行われ、開発があまり進んでいない農村部ほど多い。メディア及び複数の NGO によると、早期結婚は、特に女子が、シリア人難民人口の間で増えている。

ダーイッシュは組織的にイラクでヤズィーディー教徒を誘拐して性的に搾取し、そしてシリアへ送り届けて組織的に強姦し、強制結婚させていた（1.g 項及び第 6 節、「女性」参照）。

女性器切除／女子割礼：上記の「女性」を参照のこと。

児童の性的搾取：合意の上での性行為が認められる法定最低年齢は 15 歳である。婚前性行為は違法であるが、観測筋の報告によると、当局は法律を執行していなかった。15 歳未満の児童を強姦した場合、21 年以下の懲役に処せられ得る。政府が児童強姦事件を訴追したという報告はなかった。

メディアや複数の NGO の主張によると、15 歳未満の女子の性的搾取が依然として蔓延していた。難民コミュニティでは、報告によると、一部の家族が経済的絶望を背景に、若い女

性や少女に売春させていた。地方自治体当局者や支援活動家が難民キャンプで女性や少女を性的に搾取しているという報告も複数あった。

刑法では、人身売買犯罪に関連する一定の形態の児童虐待で有罪と認定された者に対する罰則を規定しており、誘拐や強制売春も含まれ、いずれの場合も 3 年以下の懲役に処せられ得る。法律では児童ポルノを人身売買犯罪と見なしているが、児童ポルノに対する罰則は地元レベルで「適切な罰則」と規定されている。児童ポルノでの訴追例の有無、又は法律が執行されたか否かも不明瞭であった。

国際的な子の奪取：シリアは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Child Abduction)」を参照のこと。

[travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html](https://travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html)

## 反ユダヤ政策

複数の NGO の推定によると、シリアに残留しているユダヤ人は 20 人未満である。メディア及びシリア系アメリカ人評議会 (Syrian American Council) によると、2014 年に政府部隊がシリア最古のエリヤフ・ハナビ (Eliyahu Hanabi) シナゴークを、ダマスカスのジョバル (Jobar) という反乱集団支配下区域に対する砲撃の際に破壊した。政府と反対派勢力が、このジョバルのシナゴークが燃やされ、略奪されたことについて互いを非難し合った。

全国学校カリキュラムには寛容教育又はホロコーストに関する材料が含まれていなかった。

## 人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](https://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

## 障害者

法律では障害者差別を禁じ、障害者を公共部門労働力に組み入れることを追求しているが、政府はこれらの規定を効果的に執行しなかった、法律では教育、医療の利用、又は他の国家サービスの提供における差別から障害者を保護し、政府部門では職場の 4 パーセント、民間部門では 2 パーセントを障害者の枠として用意している。民間企業は障害者を雇用す

ると免税を受ける権利を与えられる。法律では特定の障害を取り上げていない。シリアは障害者権利条約（CPRD：Convention on the Rights of Persons with Disabilities）と、CPRDにの選択議定書を批准しており、同議定書には身体障害者、知覚障害者、知的障害者及び精神障害者に対する差別の禁止に関する記述が含まれる。また、空輸及び他の輸送のほか、司法制度における差別からの障害者の保護に関する記述も含まれる。CPRD 及び選択議定書に記載の保護を反映する語りで法律が改正された兆しはない。

当局は障害者の数を十分に文書に記録していないが、紛争が障害者にマイナスの影響を及ぼし、負傷を通じて障害者は増えている。SNHR の報告によると、紛争関連の移動制約を背景に、政府と過激派双方の検問所を含め、既往の健康状態を抱えながら医療施設にアクセスできなかった国民が数百名死亡した。他の例では、政府が設置したバリケードによって医療用品と人の反対派支配下区域への移動が妨げられ、また医学的ニーズを抱える人々が適切な利用を求めることも妨げられた。

政府は障害者が建物、通信又は情報にアクセスできるようにするための仕事を効果的に行わなかった。

仲間と同様に、障害を抱える児童が、高等教育の追求に加え、小学校及び中学校に通う能力も、紛争によってますます阻害された。

社会問題・労働省は、障害者の支援に責任を負い、そして支援を提供するために専門の慈善団体や組織との協力を通じて取り組んだ。

## 国籍／人種／少数民族

過去数年間同様、政府は国民及び少数民族が伝統的、宗教的及び文化的な活動を実施することを、積極的に制約した。クルド人の住民、市民及び非市民は、公的及び社会的な差別や抑圧のほか、政府が後押しする暴力にも直面した。政府部隊は（2016）年中、多数のクルド人活動家を逮捕、拘留し、また報告によると、拷問も行った。

政府は依然、クルド語の使用と指導を制限した。また政府はクルド語の書物及び他の材料の刊行、クルド文化の表現、そして時々、クルド人の祝賀行事も制約した。当局は、商店やレストランにおける標識の文言の 60 パーセント以上をアラビア語で記述することを要求する、2009 年の政府規則の執行を続けた（2.a 項参照）。

（2016）年中、クルド人集団とダーイッシュとの間の衝突が続いた、（2016 年）4 月、タル・

アブヤド (Tal Abyad) の住民がクルド人部隊を、2015年にダーイッシュから解放された後に自分達を町から強制的に追い出したとして非難した。一部のメディアや地元人権活動家の報告によると、マンビジの住民も、シリア民主軍 (クルド人戦闘員がほとんどを占める) が (2016年) 8月に町を解放した後、同様の懸念を提起した。

バシヤール・アサドの地元であるアラウィー派コミュニティは、政府全体にわたり特権を享受し、国家安全保障機関や軍隊の指導部を支配していた。とは言え、報告によると政府はアラウィー派であっても反対派の活動家を恣意的逮捕、拷問、拘留及び殺害の標的にした。反対派過激派集団はアラウィー派コミュニティを何度も、政府支持派と認め、標的にした。

### 性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

刑法では同性愛関係を「自然の理法に反する交接」と定義して禁止し、違反の罰則を3年以上の懲役と規定している。法律では特に、「自然に逆らった」如何なる性行為も刑事罰の対象としている。過去数年間、警察はこの容疑を使用してレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) の人々を訴追してきた。(2016)年中、同法の下での訴追の報告はなかったが、複数のNGOの報告によると、政府は過去数年間に渡り数十面のゲイ及びレズビアンの人々を、社会的価値の乱用；違法薬物の売買又は消費；及び「猥褻な」パーティの促進などの容疑で逮捕した。

特にLGBTI問題に焦点を当てた国内NGOの存在は不詳であったが、LGBTI指向のオンライン雑誌を含め、インターネット上でネットワークを形成するコミュニティが複数存在していた。複数の人権活動家の報告によると、社会のあらゆる側面で性的指向や性同一性に基づく社会的差別が明らかに存在していた。過激派集団がLGBTI活動家を脅迫しているという報告も複数あった。

地元メディアの報告によると、治安部隊が民間人を拘留、逮捕及び拷問するための口実として、同性愛での告発を使用しているという事例が多数あった。そうした事例の頻度は判断が難しく、それは警察が逮捕の根拠を滅多に報告しないからである。さらに、社会的汚名も、そうした虐待の被害者が名乗り出ることの妨げとなり、たとえ告発が虚偽であったとしても同様であった。過去数年間、ダーイッシュが「ゲイである」と疑った男性をラッカ市内で屋根の上から突き落としたり、投石で死なせたりする様子を撮影した写真やビデオが出現した。アウトライト・インターナショナル (Outright International) によると、(2016年)5月7日、ダーイッシュの広報室が、LGBTIコミュニティへの所属容疑を掛けられた人々に対する「イスラム法に基づく処罰の賦課に関する写真報告」を公表した。一連の写真に

は建物の屋上から突き落とされたある少年の写真が含まれていた。

## **HIV 及び AIDS に対する社会的汚名**

HIV/AIDS 感染者に対する暴力又は差別の報告はなかったが、複数の人権活動家が、そうした事例は広域的に過少報告であると考えていた。政府、世界銀行及び世界保健機関は、シリアに居住する HIV/AIDS 感染者数に関する最新データを維持していなかった。しかし、観測筋によると、HIV/AIDS 感染率はシリアでの性的暴行の増加に伴って増大すると予想される。

## **第 7 節 労働者の権利**

### **a 結社の自由及び団体交渉権**

法律では組合を結成し加入する権利、合法的労働ストライキを実施する権利、及び団体交渉権を規定しているが、これらの権利が過剰に制約されていた。法律では反組合活動を禁じているが、一方で雇用主が任意で労働者を解雇することも認めている。

法律では全ての組合が政府系の労働組合総連盟 (GFTU : General Federation of Trade Unions) に属することを要求している。結社の自由に対する制約には違法ストライキについての罰金と懲役も含まれる。政府は「一般的生産計画に対する不利益」を生じさせた個人に対する処罰として、強制労働を賦課することができる。法律では、輸送や電気通信など一部の部門における、20 名を超える労働者が関与するストライキ、又は公共デモに似たストライキ行為を禁じている。

法律では公共部門での交渉プロセスに政府代表者も加わることを要求し、社会問題・労働省は、締結された如何なる合意についても異議を唱え、登録を拒否することができる。労働規約及び関連する保護は、公務員法の対象となる労働者には適用されず、該当する従業員は団体交渉権を持たず、団体交渉権が必要とも見なされない。労働規約は外国人家事使用人、農業労働者、NGO 職員、又は非公式部門労働者には適用されない。自営業者は労働力全体にかなりの割合を占めるものの、法的保護がない。外国人労働者は自分の職業を代表するシンジケートに加入することができるが、選挙で選ばれる役職に立候補することはできない。ただしパレスチナ人は例外で、組合において選挙で選ばれる役職に就任することができる。

(2016) 年中、政府は適用可能な法律を効果的に執行しなかった、あるいは効果的な執行

に向けた真摯な努力を怠った。

バース党が GFTU を支配しており、バース党の教義ではバース党の準公式構成の組合が労働者の権利を保護する旨、規定している。GFTU 会長はバース党の幹部で、会長及び会長代行は経済問題に関する閣僚会合に出席することができる。過去数年間、GFTU は組合活動のほとんどの側面を、組合を有することができる部門又は産業の定義を含め、統制してきた。また GFTU は、組合統括機関を解散させる権限も有していた。組合選挙は概して GFTU から直接干渉されていなかったが、当選するには通常、バース党員資格が必要であった。GFTU は政府と密接な繋がりがあることから、団体交渉権は事実上、存在しなかった。法律では民間部門における団体交渉権を規定しているが、過去における政府の抑圧を背景に、ほとんどの労働者がこの権利の行使を断念した。

反組合差別に関する雇用主の慣行については情報をほとんど入手できなかった。(2016) 年中の不安定な情勢や経済低迷が原因で、多数の労働者が民間部門での職を失い、雇用主は争議での立場が強くなった。

## **b 強制労働の禁止**

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じているわけではなく、そうした慣行は存在した。例えば、当局は既決囚に重労働を課することができるが、国際労働機関 (ILO) によると、当局はそうした量刑をほとんど執行しなかった。(2016) 年中、関連する法律の執行に向けた政府の取り組みに関する情報はなかった。

報告によると、PYD 系クルド人治安部隊が検問所で、またクルド人居住区域から、18 歳～30 歳の未知数の男女を捕捉し、YPG との戦闘に強制的に送り込んだ。報告によると、ダーイッシュを含む過激派戦闘集団が、中央アジアからの移民、児童及び西側諸国の女性を含む外国人を強制的に、又は騙して徴用し、組織に加わらせた。

シリアは、商業目的の性的搾取及び強制労働のために人身売買される女性や児童の目的地であり、通過国であった。人身売買に対する罰則は、7 年以上の懲役及び 100 万～300 万ポンド (4,654 ドル～13,963 ポンド) と規定されている。政府は人身売買排除に関する最低基準を十分に遵守しておらず、遵守に向けて目立った努力もしていなかった。

ダーイッシュは、2015 年 2 月にハサカ県内の複数のアッシリア人の村に侵入した後、約 230 名のアッシリア人キリスト教徒を捕捉し、複数の女性を強制的に性奴隷に仕立てた。(2016 年) 2 月時点で、既に全員が解放されていたと見られる。ダーイッシュは他にもイラクから

数千名ものヤズビーディー教徒の女性及び少女を誘拐し、シリアへ連行し、これらの女性や少女はシリアで組織的強姦、強制結婚、家事奴隷、及び性的暴行の目に遭った。COIによると、ダーイッシュは医療専門家の仕事を制約し、場合によっては医師に公立病院又は民間診療所での勤務を辞めさせ、代わりにダーイッシュの戦闘員の処置を行うよう強制した。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

### c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

労働関連法では職場での搾取からの児童の保護を規定している。農業を除くほとんどの種類の労働の最低年齢は 15 歳、又は小学校卒業、どちらか早く到来する時点である。重労働を伴う産業での最低雇用年齢は 17 歳である。16 歳未満の児童が働くには親の許可が必要である。18 歳未満の児童は 1 日 6 時間を超えて働いてはならず、また残業、あるいは夜間、週末、又は公休日の勤務は認められない。法律では、当局は違反者に「適切な罰則」を適用するよう規定している。児童労働に対する制約は、家業で働き、給与を支給されない児童には適用されない。

児童労働関連法の執行について、公開情報がほとんどなかった。政府は概して、児童労働の防止又は排除に向けて目立った努力をしていなかった。政府による執行に関する独立的な情報及び監査は入手できなかった。

児童労働は、物乞い、家事労働及び農業など、非公式部門のほか、紛争関連でも、例えば見張り、スパイ及び情報提供者などに配属される形で発生していた。紛争関連の仕事は、児童を報復や暴力の著しい危険に曝した。2011 年に抗議活動が始まる前までは、拘束型の農業労働組織や路上での物乞いから児童を排除する方向で進んでいたが、内戦が勃発したため、進歩が止まってしまった。ILO の指摘によると、ヨルダンやレバノンなどの地域に居るシリア人難民児童は特に、物乞いなど強制労働に駆り出されやすく、中には家族で唯一の稼ぎ手の児童も居た。

政府は依然、児童兵士を強制的に徴用し、使用していた。また政府、反対派武装勢力、及びダーイッシュなど指定テロ組織による徴用や使用から児童を保護し、防止することも怠った。

物乞い組織は特に、国内避難民と化した児童に強制労働をさせ続けていた。UNICEF による

と、600 万名の児童が、救命支援が早急に必要な状況であった。さらに UNICEF の報告によると、戦闘によって 4 校に 1 校が破壊され、被害を受け、あるいは戦闘員に占拠され、200 万名余りの児童が通学できない状況にあった。セーブ・ザ・チルドレン (Save the Children) 及び UNICEF の報告によると、内戦が始まって以来、シリアの世帯の 75 パーセント超が、子どもを学校に通わせるのではなく、働かせていた。

#### d 雇用及び職業に関する差別

憲法では人種、肌の色、婚姻状態、信念、政治的意見、労働組合加入、国籍、家系、又は障害に基づく差別を禁じている。憲法では性別に基づく差別を禁じているが、個人地位法及び刑法には依然として差別がある。憲法では性的指向、年齢、又は HIV 陽性状態に基づく差別を取り上げていない。政府は法律上、同性愛を禁じているため (第 6 節、「性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待」参照)、多数の人々が自分の性的指向を理由に差別に直面した。障害者の参加の奨励、又は障害者差別防止に向けた政府の活動に関する報告はなかった。雇用や職業での差別が、一部の民族集団に関して発生していた (第 6 節、「国籍／人種／少数民族」参照)。

#### e 受入れ可能な労働条件

法律では公共部門の最低月給を、職種又は学歴に基づいて 5 段階に分けており、範囲は 9,765 ~14,760 シリアポンド (45~69 ドル) である。給付金の例として食事代、制服代、及び交通費が挙げられる。公共部門従業員はほとんどが、所得を補うために賄賂に頼っていた。民間企業は通常、公共企業よりもかなり高給で、下限の賃金率は半官半民で政府と雇用主団体によって定められる。官民両部門の多数の労働者が、付加的に肉体労働で補うか、又は拡大家族を頼りに生活を支えてもらう。

公共部門は週 35 時間労働で、標準的な民間部門は週 40 時間労働であるが、食事時間と休憩時間を除く。産業又は付随する健康ハザードに基づいて、労働時間数が増減し得る。法律では 1 日に少なくとも 1 回の食事時間又は休憩時間を規定しており、1 日の合計が 1 時間以内である。雇用主は労働時間数と休息を、労働者が連続 5 日を超えて、又は 1 日合計 10 時間を超えて働かずに済むよう、計画を立てなければならない。雇用主は残業手当を支給しなければならない。

政府は労働安全衛生基準を定めている。労働規約には、作業の性質特有のハザードから労働者を保護するために雇用主が適切な予防措置を講じることを義務付ける規定が含まれる。法律では、労働者が自分の健康又は安全に危険に曝す状況から身を脱することを選択す

る労働者を保護していない。

社会問題・労働省は、最低賃金及び他の、受入れ可能な労働条件に関連する規制の執行を担当する。保健・社会問題省は、職場における安全衛生基準の遵守状況を監察する当局者を指名する。労働者は安全衛生状態に関する訴状を、係る事例の調停機関として設立される特別委員会に届け出ることができる。賃金・労働時間関連規制、並びに労働安全衛生規則は意味労働者に適用されないことから、移民労働者は虐待を一段と受けやすくなる。

労働関連法又は労働条件の政府による（2016）年中の執行状況に関する情報はほとんどなかった。安全衛生監察に関する報告もなく、さらには以前のようなホテル及び主要レストランなど旅行者向け施設の通常監察は行われなくなっていた。労働関連法の執行は農村部でも都市部でも緩く、それは暴力の影響で監察官が多数欠員となっているからである。例えば、農業部門では 10,000 箇所余りの職場をカバーする監察官が、20 名しか居なかった。

外国人労働者、特に家事労働者は依然、搾取的条件下に置かれやすかった。例えば、法律では外国人女性の家事労働者に、シリア人家事労働者と同じ賃金を支給される権利を与えていない。暴力は外国人労働者に影響を及ぼし、中には出国困難な状況に陥った者も居る。社会問題・労働省は、移民家事労働者にとって安全な労働条件を提供する責任を負う雇用規制機関を担当するが、監督範囲が不明であった。大都市ではアジア人の家事労働者が時々、査証が切れてオーバーステイの状態になってもシリアで何年も働き続けている。不安定な情勢が続いた結果、サービス需要の大幅な低下に伴って、外国人労働者の大規模な自発的出国が発生した。